

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	平成27年4月1日
(第152期)	至	平成28年3月31日

株式会社トクヤマ

(E00768)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	4
4 関係会社の状況	6
5 従業員の状況	9

第2 事業の状況

1 業績等の概要	10
2 生産、受注及び販売の状況	12
3 対処すべき課題	13
4 事業等のリスク	15
5 経営上の重要な契約等	16
6 研究開発活動	17
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	18

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要	19
2 主要な設備の状況	20
3 設備の新設、除却等の計画	23

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	24
(2) 新株予約権等の状況	40
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	40
(4) ライツプランの内容	40
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	40
(6) 所有者別状況	41
(7) 大株主の状況	41
(8) 議決権の状況	43
(9) ストックオプション制度の内容	43
2 自己株式の取得等の状況	44
3 配当政策	45
4 株価の推移	45
5 役員の状況	46
6 コーポレートガバナンスの状況等	50

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等	
(1) 連結財務諸表	62
(2) その他	109
2 財務諸表等	
(1) 財務諸表	110
(2) 主な資産及び負債の内容	129
(3) その他	129

第6 提出会社の株式事務の概要

第7 提出会社の参考情報

1 提出会社の親会社等の情報	131
2 その他の参考情報	131

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月27日
【事業年度】	第152期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社トクヤマ
【英訳名】	Tokuyama Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 横田 浩
【本店の所在の場所】	山口県周南市御影町1番1号
【電話番号】	(0834)34-2055
【事務連絡者氏名】	経営サポートセンター 経理担当課長 谷川 聡
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田一丁目7番5号 フロントプレイス秋葉原
【電話番号】	(03)5207-2558
【事務連絡者氏名】	経営サポートセンター 財務担当課長 柏原 永知
【縦覧に供する場所】	株式会社トクヤマ東京本部 （東京都千代田区外神田一丁目7番5号 フロントプレイス秋葉原） 株式会社トクヤマ大阪オフィス （大阪市北区中之島二丁目2番7号 中之島セントラルタワー） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第148期	第149期	第150期	第151期	第152期
決算年月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
売上高 (百万円)	282,381	258,632	287,330	302,085	307,115
経常利益 (百万円)	11,524	3,232	14,965	12,920	17,725
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	9,351	△37,916	10,218	△65,349	△100,563
包括利益 (百万円)	10,954	△30,243	13,754	△64,536	△110,043
純資産額 (百万円)	255,460	223,871	236,453	169,445	60,205
総資産額 (百万円)	501,181	518,251	576,315	554,527	401,342
1株当たり純資産額 (円)	716.39	625.29	660.18	467.36	147.98
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	26.87	△108.98	29.37	△187.85	△289.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	49.7	42.0	39.9	29.3	12.8
自己資本利益率 (%)	3.8	△16.2	4.6	△33.3	△94.0
株価収益率 (倍)	9.56	—	11.51	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	27,060	17,071	34,105	30,772	30,098
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△57,666	△60,673	△64,402	△25,519	13,400
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	20,791	36,465	45,939	40,502	△37,689
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	58,476	52,431	69,973	116,122	121,166
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	5,506 (537)	5,651 (520)	5,756 (521)	5,852 (549)	5,759 (611)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第149期、第151期及び第152期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また第148期及び第150期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第149期、第151期及び第152期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失(△)」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第148期	第149期	第150期	第151期	第152期
決算年月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
売上高 (百万円)	185, 099	164, 207	177, 863	184, 043	184, 755
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	8, 538	△13	10, 309	18, 665	27, 216
当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	8, 497	△38, 215	10, 461	△62, 950	△97, 875
資本金 (百万円)	53, 458	53, 458	53, 458	53, 458	53, 458
発行済株式総数 (千株)	349, 671	349, 671	349, 671	349, 671	349, 671
純資産額 (百万円)	229, 214	195, 243	202, 865	133, 993	28, 554
総資産額 (百万円)	433, 355	439, 533	490, 778	462, 042	329, 286
1 株当たり純資産額 (円)	658. 77	561. 16	583. 13	385. 19	82. 09
1 株当たり配当額 (円)	6. 00	3. 00	6. 00	—	—
(うち 1 株当たり中間配当額)	(3. 00)	(—)	(3. 00)	(—)	(—)
1 株当たり当期純利益金額 又は 1 株当たり当期純損失 金額 (△) (円)	24. 42	△109. 84	30. 07	△180. 96	△281. 37
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	52. 9	44. 4	41. 3	29. 0	8. 7
自己資本利益率 (%)	3. 8	△18. 0	5. 3	△37. 4	△120. 4
株価収益率 (倍)	10. 52	—	11. 24	—	—
配当性向 (%)	24. 6	—	20. 0	—	—
従業員数 (人)	2, 175	2, 122	2, 041	1, 970	1, 888

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第149期、第151期及び第152期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また第148期及び第150期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第149期、第151期及び第152期の株価収益率、配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

大正7年2月 アンモニア法ソーダ製造のため資本金200万円をもって山口県徳山町（現 山口県周南市）に日本曹達工業株式会社として発足

昭和11年1月 商号を徳山曹達株式会社に変更

昭和12年5月 東京営業所（現 東京本部）を開設

昭和12年7月 大阪営業所（現 大阪オフィス）を開設

昭和13年3月 徳山工場において湿式法による普通ポルトランドセメントの製造を開始

昭和23年7月 広島営業所（現 広島支店）を開設

昭和24年5月 東京証券取引所へ上場

昭和27年3月 徳山工場において電解苛性ソーダの製造を開始

昭和35年12月 南陽工場新設

昭和36年1月 福岡営業所（現 福岡支店）を開設

昭和41年1月 高松営業所（現 高松支店）を開設

昭和42年6月 東工場新設

昭和45年3月 東工場においてポリプロピレンの製造を開始

昭和45年3月 名古屋出張所（現 名古屋営業所）を開設

昭和47年7月 東工場においてイソプロピルアルコールの製造を開始

昭和47年11月 技術研究所（現 分析・解析センター）新設

昭和51年1月 東工場において二軸延伸ポリプロピレンフィルムの製造を開始

昭和57年11月 仙台営業所を開設

昭和59年7月 東工場において多結晶シリコンの製造を開始

昭和60年4月 鹿島工場新設

昭和62年2月 サンフランシスコ支店（現 米国現地法人 Tokuyama America, Inc.（現 連結子会社））を開設

昭和63年9月 徳山科学技術振興財団を設立

平成元年5月 つくば研究所新設

平成元年8月 西ドイツ（現 ドイツ）現地法人 Tokuyama Europe GmbH（現 連結子会社）を設立

平成6年4月 商号を株式会社トクヤマに変更

平成6年4月 医療診断システムの製造販売会社 株式会社エイアンドティー（現 連結子会社）を設立

平成7年7月 塩化ビニル樹脂の製造販売会社 新第一塩ビ株式会社（現 連結子会社）を設立

平成8年6月 シンガポール現地法人 Tokuyama Asia Pacific Pte. Ltd.（現 連結子会社）を設立

平成8年6月 シンガポールに高純度溶剤の製造会社 Tokuyama Electronic Chemicals Pte. Ltd.（現 連結子会社）を設立

平成8年8月 台湾現地法人 台湾徳亞瑪股份有限公司（現 連結子会社）を設立

平成12年3月 新第一塩ビ株式会社の増資引受けにより出資比率が71%となる

平成13年7月 ポリプロピレン樹脂事業に関する営業を出光石油化学株式会社に譲渡

平成14年9月 中国に微多孔質フィルムの製造販売会社 上海徳山塑料有限公司（現 連結子会社）を設立

平成16年12月 株式会社エイアンドティー JASDAQに上場

平成17年9月 中国に乾式シリカの製造販売会社 徳山化工（浙江）有限公司（現 連結子会社）を設立

平成17年9月 中国現地法人 徳玖山国際貿易（上海）有限公司（現 連結子会社）を設立

平成19年2月 TDパワーマテリアル株式会社（現 連結子会社）を設立

平成20年1月 韓国現地法人 Tokuyama Korea Co., Ltd.（現 連結子会社）を設立

平成20年8月 周南バルクターミナル株式会社（現 連結子会社）を設立

平成21年8月 マレーシアに多結晶シリコンの製造販売会社 Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd.（現 連結子会社）を設立

平成23年6月 中国に微多孔質フィルムの製造販売会社 天津徳山塑料有限公司（現 連結子会社）を設立

平成23年8月 廃石膏ボードリサイクル事業会社 株式会社トクヤマ・チヨダジブサム（現 連結子会社）を設立

平成25年6月 フランス領・ニューカレドニアのセメント製造販売会社の株式を取得し、Tokuyama Nouvelle Calédonie S.A.（現 連結子会社）を設立

平成26年3月 ソーダ灰・塩化カルシウムの共同事業会社 トクヤマ・セントラルソーダ株式会社（現 連結子会社）を設立

平成26年6月 生コンクリートの製造・販売会社 広島トクヤマ生コン株式会社（現 連結子会社）を設立

平成26年10月 Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd. 第2期プラント生産・販売開始

平成27年7月 産業用洗浄剤の製造・販売会社 株式会社トクヤマME TEL（現 連結子会社）を設立

3【事業の内容】

当社及び当社の関係会社（当社、子会社55社及び関連会社30社（平成28年3月31日現在）により構成）においては、化成品、特殊品、セメント、ライフアメニティーの4つの報告セグメントでの事業を主として行っております。各セグメントにおける当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりです。

なお、次の4つのセグメントは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

<化成品セグメント>

化成品セグメントにおいては、苛性ソーダ、ソーダ灰、塩化カルシウム、珪酸ソーダ、塩化ビニルモノマー、塩化ビニル樹脂、酸化プロピレン、イソプロピルアルコール、塩素系溶剤等を製造・販売しております。

《主な関係会社》

(製造販売)

(株)トクヤマシルテック、新第一塩ビ(株)、サン・アロー化成(株)

(販売)

トクヤマ・セントラルソーダ(株)

<特殊品セグメント>

特殊品セグメントにおいては、多結晶シリコン、乾式シリカ、四塩化珪素、窒化アルミニウム、電子工業用高純度薬品、フォトレジスト用現像液等を製造・販売しております。

《主な関係会社》

(製造販売)

Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd.、徳山化工(浙江)有限公司、TDパワーマテリアル(株)、Tokuyama Electronic Chemicals Pte. Ltd.、台湾徳亞瑪股份有限公司、韓徳化学(株)

<セメントセグメント>

セメントセグメントにおいては、セメント、生コンクリート、セメント系固化材等の製造・販売及び資源リサイクルを行っております。

《主な関係会社》

(製造販売)

広島トクヤマ生コン(株)、Tokuyama Nouvelle Calédonie S.A.、東京トクヤマコンクリート(株)、西部徳山生コンクリート(株)、川崎徳山生コンクリート(株)、九州徳山生コンクリート(株)、中国生コンクリート(株)、(株)野津原、(株)トクヤマエムテック、山口エコテック(株)

(販売)

トクヤマ通商(株)、関西トクヤマ販売(株)、(株)トクショウ、(株)トクシン

<ライフアメニティーセグメント>

ライフアメニティーセグメントにおいては、ポリオレフィンフィルム、樹脂サッシ、医療診断システム、歯科器材、ガスセンサ、イオン交換膜、医薬品原薬・中間体、プラスチックレンズ関連材料、微多孔質フィルム等を製造・販売しております。

《主な関係会社》

(製造販売)

上海徳山塑料有限公司、天津徳山塑料有限公司、サン・トックス(株)、(株)エイアンドティー、フィガロ技研(株)、天津費加羅電子有限公司、(株)トクヤマデンタル、(株)アストム、(株)エクセルシャノン、東北シャノン(株)、東軟安徳医療科技有限公司

(販売)

Figaro USA, Inc.

<その他>

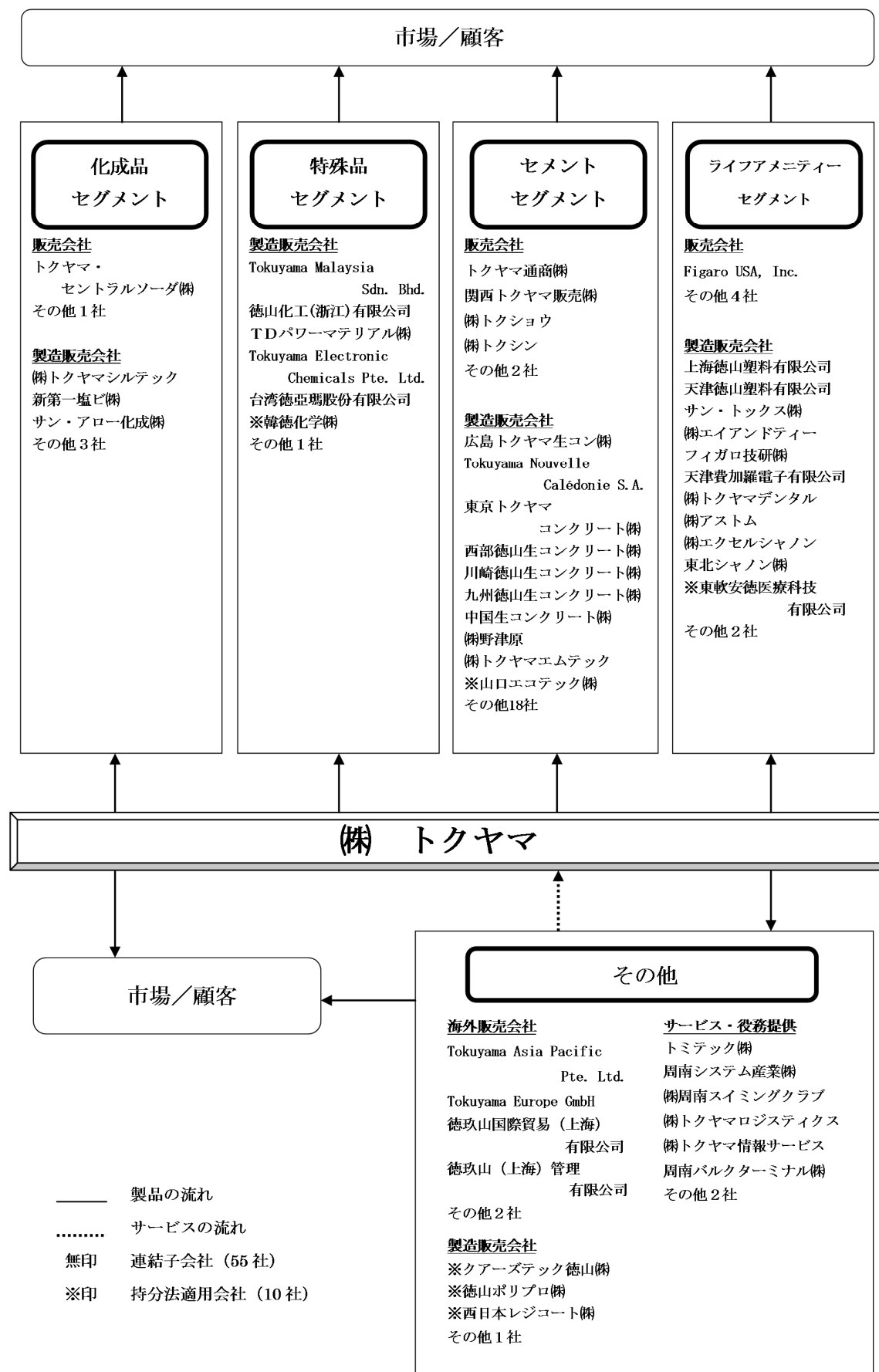
報告セグメントに含まれないその他の事業としては、海外での当社グループの製品販売、運送業、不動産管理業等を行っております。

《主な関係会社》

Tokuyama Asia Pacific Pte. Ltd.、Tokuyama Europe GmbH、徳玖山国際貿易(上海)有限公司、徳玖山(上海)管理有限公司、トミテック(株)、周南システム産業(株)、(株)周南スイミングクラブ、(株)トクヤマロジスティクス、(株)トクヤマ情報サービス、周南バルクターミナル(株)、クアーズテック徳山(株)、徳山ポリプロ(株)、西日本レジコート(株)

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)トクヤマシルテック	山口県 周南市	200	無水珪酸ソーダの製造・販売	100.0	当社より原材料を購入し、当社に製品を供給しております。
トクヤマ・セントラルソーダ(株)	東京都 港区	10	ソーダ灰及び塩化カルシウムの仕入・販売	65.0	当社より製品を購入し、連結子会社に製品を供給しております。 役員の兼任等……有
新第一塩ビ(株)	東京都 港区	2,000	塩化ビニル樹脂の製造・販売	71.0	当社より原材料を購入し、連結子会社に製品を供給しております。 なお、当社所有の土地を賃借し、当社より資金貸付を受けております。 役員の兼任等……有
サン・アロー化成(株)	山口県 周南市	98	塩化ビニル樹脂製品の製造・販売	100.0	連結子会社より原材料を購入し、連結子会社に製品を供給しております。 なお、当社所有の設備を賃借しております。
Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd. (注) 1, 2	マレーシア クアラルンプール市	131,344	多結晶シリコンの製造・販売	100.0	連結子会社より原材料を購入し、当社に製品を供給しております。 なお、当社より資金貸付を受けております。
徳山化工（浙江）有限公司 (注) 1	中華人民共和国 浙江省嘉興市	百万CNY 377	乾式シリカの製造・販売	100.0	連結子会社に製品を供給しております。
T D パワーマテリアル(株)	山口県 周南市	250	窒化アルミニウム白板の製造・販売	65.0	当社より原材料を購入し、当社に製品を供給しております。
Tokuyama Electronic Chemicals Pte. Ltd.	シンガポール共和国	千SGD 11,000	電子工業用高純度薬品の製造・販売	100.0	当社より原材料を購入し、連結子会社に製品を供給しております。
台湾徳亜瑪股份有限公司	中華民国 新竹	百万TWD 200	電子工業用高純度薬品の製造・販売	100.0	当社より原材料を購入しております。
広島トクヤマ生コン(株) (注) 3	広島県 安芸郡 坂町	100	生コンクリートの製造・販売	67.2 (17.2)	連結子会社より原材料を購入しております。 なお、当社グループより資金貸付を受けております。
Tokuyama Nouvelle Calédonie S.A.	フランス領 ニューカレドニア	百万XPF 210	セメントの製造・販売	75.3	当社より原材料を購入しております。
東京トクヤマコンクリート(株)	東京都 港区	80	生コン及びコンクリート製品の製造・販売	99.9	連結子会社より原材料を購入し、連結子会社に製品を供給しております。
西部徳山生コンクリート(株)	山口県 周南市	100	生コンクリートの製造・販売	100.0	連結子会社より原材料及び製品を購入しております。
川崎徳山生コンクリート(株) (注) 3	川崎市 川崎区	40	生コンクリートの製造・販売	100.0 (100.0)	連結子会社より原材料を購入しております。 なお、当社より資金貸付を受けております。
九州徳山生コンクリート(株) (注) 3	福岡市 東区	50	生コンクリートの製造・販売	100.0 (100.0)	連結子会社より原材料を購入しております。 なお、当社所有の土地を賃借しております。
中国生コンクリート(株)	広島市 南区	80	生コンクリートの製造・販売	52.3	連結子会社より原材料を購入しております。
(株)野津原 (注) 3	大分県 大分市	3	生コンクリートの製造・販売	100.0 (100.0)	連結子会社より原材料を購入しております。 なお、当社グループより資金貸付を受けております。
トクヤマ通商(株)	東京都 港区	95	セメント及び生コンクリートの仕入・販売	100.0	当社グループより製品を購入し、連結子会社に製品を供給しております。
関西トクヤマ販売(株)	大阪市 北区	80	セメント及び生コンクリートの仕入・販売	100.0	当社より製品を購入し、連結子会社に製品を供給しております。 なお、当社より資金貸付を受けております。
(株)トクショウ	福岡市 中央区	40	セメント及び生コンクリートの仕入・販売	100.0	当社より製品を購入し、連結子会社に製品を供給しております。
(株)トクシン	広島市 中区	40	セメント及び生コンクリートの仕入・販売	100.0	当社より製品を購入し、連結子会社に製品を供給しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)トクヤマエムテック	東京都 中央区	50	建築材料及び化学製品 の加工・販売	100.0	当社グループより原材料を購入し、当社グループに製品を供給しております。 なお、当社所有の土地を賃借し、当社より資金貸付を受けております。
上海徳山塑料有限公司	中華人民共和国 上海市	百万CNY 85	微多孔質フィルムの 製造・販売	100.0	役員の兼任等……有
天津徳山塑料有限公司	中華人民共和国 天津市	百万CNY 129	微多孔質フィルムの 製造・販売	100.0	連結子会社より資金貸付を受けております。 役員の兼任等……有
サン・トックス(株)	東京都 港区	300	ポリオレフィンフィルム の製造・販売	80.0	連結子会社に製品を供給しております。 なお、当社所有の土地及び設備を賃借し、当社より資金貸付を受けております。
(株)エイアンドティー (注) 4, 5	神奈川県 藤沢市	577	医療用分析装置及び 診断用試薬の製造・ 販売	40.2	—
フィガロ技研(株)	大阪府 箕面市	99	ガスセンサ素子及び 応用製品の製造・販売	100.0	連結子会社より原材料及び製品を購入し、連結子会社に製品を供給しております。 役員の兼任等……有
天津費加羅電子有限公司 (注) 3	中華人民共和国 天津市	百万CNY 23	ガスセンサ素子及び 応用製品の製造・販売	55.7 (41.0)	連結子会社に製品を供給しております。
Figaro USA, Inc. (注) 3	アメリカ合衆国 アーリントンハイ イツ	千USD 200	ガスセンサ素子及び 応用製品の販売	100.0 (100.0)	連結子会社より製品を購入しております。
(株)トクヤマデンタル	東京都 台東区	100	歯科医療用器材及び 関連材料の製造・販売	100.0	連結子会社に製品を供給しております。 なお、当社所有の建物を賃借しております。
(株)アストム	東京都 港区	450	イオン交換樹脂膜及び 応用装置の製造・ 販売・保守	55.0	当社に製品を供給しております。 なお、当社所有の土地を賃借しております。 役員の兼任等……有
(株)エクセルシャノン	東京都 港区	495	樹脂サッシの製造・ 加工・販売	100.0	連結子会社より原材料を購入し、連結子会社に製品を供給しております。 なお、当社より資金貸付を受けております。
東北シャノン(株) (注) 3	岩手県 花巻市	300	樹脂サッシの製造・ 加工・販売	72.0 (72.0)	連結子会社より原材料を購入し、連結子会社に製品を供給しております。 なお、当社所有の土地を賃借し、当社より資金貸付を受けております。
Tokuyama Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール共 和国	千SGD 800	電子工業用高純度薬 品及び電子材料等の 仕入・販売	100.0	東南アジア地域において当社グループの製品を販売しております。
Tokuyama Europe GmbH	ドイツ連邦共和 国 デュッセルドル フ市	千EUR 255	電子材料及びプラス チックレンズ関連材 料等の仕入・販売	100.0	欧州地域において当社の製品を販売しております。
徳玖山国際貿易（上海） 有限公司	中華人民共和国 上海市	百万CNY 5	乾式シリカ等の仕 入・販売	100.0	中国において当社グループの製品を販売しております。
徳玖山（上海）管理有限公 司	中華人民共和国 上海市	百万CNY 12	中国のトクヤマグ ループ会社の統括・管 理及び乾式シリカ等 の仕入・販売	100.0	中国における当社グループ製品の販売及び中国の当社グループ会社の統括・管理を行っております。
トミテック(株)	山口県 熊毛郡 田布施町	100	プラスチック加工製 品の製造・販売	60.0	当社所有の土地を賃借しております。
周南システム産業(株)	山口県 周南市	151	土木及び建築の設 計・施工、工場構内 作業請負、建築材料 の仕入・販売	100.0	当社グループの製品の販売及び不動産管理、構内作業等を行っております。 なお、当社所有の土地及び建物を賃借しております。
(株)周南スイミングクラブ	山口県 周南市	50	水泳その他各種ス ポーツ教育事業及び健 康維持増進事業	100.0	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)トクヤマロジスティクス (注) 1	山口県 周南市	100	海運業、貨物運送業 及び倉庫業	100.0	当社グループの製品の輸送、保管を行っております。 なお、当社所有の土地を賃借しております。
(株)トクヤマ情報サービス	山口県 周南市	20	情報処理サービス業	100.0	当社グループのシステム開発、運用、保守を行っております。
周南バルクターミナル(株)	山口県 周南市	150	石炭等のバルクカーゴに 関わる倉庫業	72.2	当社所有の土地及び設備を賃借しております。 役員の兼任等……有
その他 12社					

(注) 1 特定子会社に該当しております。

2 債務超過会社で債務超過の額は、平成28年3月末時点で101,546百万円となっております。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

4 有価証券報告書を提出しております。

5 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものです。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
韓徳化学(株)	大韓民国 ソウル市	百万KRW 4,500	フォトレジスト用現 像液の製造・販売	50.0	当社より原材料を購入し、当社に製品を供給しております。
山口エコテック(株)	山口県 周南市	90	ごみ焼却灰再資源化 事業	50.0	当社より原材料を購入しております。 なお、当社所有の土地を賃借しております。
東軟安徳医療科技有限公司 (注) 1	中華人民共和国 遼寧省瀋陽市	百万CNY 60	医療用分析装置及び 診断用試薬の製造・ 販売	49.0 (49.0)	—
クアーズテック徳山(株)	山口県 周南市	100	窯業製品及び電気化 学製品の製造・販売	30.0	当社より原材料を購入しております。 なお、当社所有の土地を賃借しております。
徳山ポリプロ(株)	山口県 周南市	500	ポリプロピレンの製 造・販売	50.0	当社より原材料を購入し、当社に製品を供給しております。 なお、当社所有の土地、建物を賃借しております。 役員の兼任等……有
西日本レジコート(株)	広島市 安芸区	50	金属部品防錆表面処 理加工	50.0	役員の兼任等……有
その他 4社					

(注) 1 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
化成品	423（ 1）
特殊品	1,417（ 11）
セメント	507（ 28）
ライフアメニティー	1,784（ 389）
報告セグメント計	4,131（ 429）
その他	752（ 182）
全社（共通）	876（ ー）
合計	5,759（ 611）

(注) 1 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,888	42.24	20.79	6,024,685

セグメントの名称	従業員数（人）
化成品	305
特殊品	393
セメント	205
ライフアメニティー	109
報告セグメント計	1,012
全社（共通）	876
合計	1,888

(注) 1 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）です。

2 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

3 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合はトクヤマ労働組合と称し、日本化学エネルギー産業労働組合連合会（JEC連合）に加盟し、会社と円満な労使関係を持続しております。

なお、平成28年3月31日現在の組合員数は1,389人です。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当期は、中国経済の減速が鮮明化したことで、原油をはじめとする資源価格が大きく下落しました。また、米国F R Bが約9年ぶりに金利引き上げを実施したことにより、新興国・資源国からの投資資金流出が加速され、B R I C Sを中心にした新興国の成長にかげりが見えるなど、世界経済の状況は大きく変化しました。

一方、わが国経済は、原油安、円安の影響で成長が期待されたものの、個人消費、設備投資、輸出が弱含み、景気は不透明な状況が続きました。

このような中、当社グループにおきましては、新経営体制のもと平成27年7月に公表した「中期経営計画2017」の重点課題である「事業収益力の強化」「トクヤママレーシアの黒字化」「財務基盤の再建」に取り組み、一定の成果を挙げたものの、連結子会社であるTokuyama Malaysia Sdn. Bhd.に関して、1,238億75百万円の減損損失を計上したことから親会社株主に帰属する当期純損失が拡大しました。

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純損失(△)
平成28年3月期	307,115	23,071	17,725	△100,563
平成27年3月期	302,085	19,530	12,920	△65,349
増減率	1.7%	18.1%	37.2%	－%

セグメント別の状況

<化成品セグメント>

苛性ソーダは、国内の販売数量が堅調に推移した一方で、販売価格が軟調に推移し、減収となりました。

塩化ビニルモノマーは、国産ナフサ価格の下落により原料コストが減少し、損益が改善しました。

塩化ビニル樹脂は、輸出環境は好調だったものの、千葉工場停止の影響で販売数量が減少し、減収となりました。

ソーダ灰及び塩化カルシウムは、トクヤマ・セントラルソーダ株式会社が平成26年10月から営業を開始したことにより増収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は878億1百万円（前期比4.5%減）、営業利益は89億円（前期比76.0%増）で減収増益となりました。

<特殊品セグメント>

半導体向け多結晶シリコンは、スマートフォン向けなど一部半導体製品で需要減速の影響があったものの、販売数量は総じて底堅く推移し、前期並みの売上高となりました。

太陽電池向けの多結晶シリコンは、平成26年10月から営業を開始したTokuyama Malaysia Sdn. Bhd.において、販売数量が増加し増収となった一方で、市況の著しい下落に加え、稼働率が低迷したこと等により、損益が悪化しました。

乾式シリカは、半導体用研磨材向けを中心に販売が堅調に推移し、増収となりました。

電子工業用高純度薬品は、半導体製品用途で販売が堅調に推移したものの、販売価格が軟調に推移し、減収となりました。

窒化アルミニウムは、産業機器用パワーデバイスやLEDの放熱材用途で販売数量が増加し、増収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は609億2百万円（前期比9.8%増）、営業損失は11億57百万円で、増収ながら赤字に転じました。

<セメントセグメント>

セメントは、国内において、公共工事の減少や天候不順による工事の遅れ等から官公需・民需とも低調に推移し、販売数量が減少したため、減収となりました。

資源環境事業は、建設発生日土などの廃棄物受入数量が増加し、増収となりました。

連結子会社は、一部地域において大型案件向けに生コンクリート等の販売数量が増加し、増収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は854億69百万円（前期比5.2%増）、営業利益は58億32百万円（前期比31.1%増）で増収増益となりました。

<ライフアメニティーセグメント>

医薬品原薬は、ジェネリック医薬品向けの販売数量が堅調に推移し、前期並みの売上高となりました。

プラスチックレンズ関連材料は、メガネレンズ用フォトクロミック材料の販売数量が増加し、増収となりました。

微多孔質フィルムは、紙おむつなどのサニタリー用品向けの販売が堅調に推移し、増収となりました。

ポリオレフィンフィルムは、コンビニエンスストア向け商品の包装材用途を中心に販売数量が堅調に推移したものの、国産ナフサ価格の下落により販売価格が軟調に推移し、減収となりました。

歯科器材は、新製品や海外向けの販売数量が増加し、増収となりました。

医療診断システムは、血液検査向けの国内大型案件が増加し、増収となりました。

ガスセンサは、ガス警報器用途で海外向けの販売数量が増加し、増収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は576億77百万円（前期比1.3%減）、営業利益は65億98百万円（前期比27.9%増）で減収増益となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は1,211億66百万円となり、期首残高に比べ50億44百万円増加しました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは300億98百万円の収入（前期比6億73百万円の減少）となりました。

主な内容は、減価償却費200億84百万円です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは134億円の収入（前期比389億19百万円の増加）となりました。

主な内容は、Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd. の多結晶シリコン製造設備建設等に伴う有形固定資産の取得による支出143億34百万円、有形固定資産の売却による収入178億41百万円及び投資有価証券の売却による収入109億32百万円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは376億89百万円の支出（前期比781億92百万円の減少）となりました。

主な内容は、長期借入金返済による支出311億75百万円及び社債の償還による支出56億円です。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前期比 (%)
化成品 (百万円)	81,551	△8.0
特殊品 (百万円)	59,170	6.0
セメント (百万円)	49,833	△2.9
ライフアメニティー (百万円)	52,673	△6.0
報告セグメント計 (百万円)	243,228	△3.4
その他 (百万円)	11,776	△0.4
合計 (百万円)	255,005	△3.3

(注) 1 金額は、販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

ライフアメニティーセグメントの一部を除いて受注生産を行っておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前期比 (%)
化成品 (百万円)	87,042	△4.5
特殊品 (百万円)	47,664	8.9
セメント (百万円)	85,320	5.2
ライフアメニティー (百万円)	55,679	△1.8
報告セグメント計 (百万円)	275,706	1.1
その他 (百万円)	31,408	6.9
合計 (百万円)	307,115	1.7

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は多結晶シリコン事業で毀損した純資産の増強を図るべく、「財務基盤の再建」を最優先に位置付け、「事業収益力の強化」「トクヤママレーシアの黒字化」の経営改革を断行した結果、売上高・営業利益の伸長、連結子会社であるTokuyama Malaysia Sdn. Bhd.の多結晶シリコン製造設備の稼働率の向上等の一定の成果を挙げることができました。しかしながら、Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd.において、事業計画の見直しに伴う減損損失の計上により、当社の純資産は大きく毀損致しました。当社がこのような状況に至った要因は、海外事業での巨額損失のほか、投資決定・実行時のコーポレートガバナンスに問題があったこと、新製品開発の遅れ、投資効率の低さ、などがあったと認識しております。この状況を克服し、新たな利益成長の原動力を作り出すことが不可欠であり、これまでの反省を踏まえ、以下の中期経営計画の重点施策を着実に実行してまいります。

(1) 中期経営計画の重点施策

① 組織風土の変革

社員一人ひとりが主体性を持ち、スピード感を持って業務に取り組む活気ある組織風土を醸成するために、人事評価制度、グループ会社との人材交流、社外人材の積極登用などの抜本的な制度変革を行ってまいります。

② 事業戦略の再構築

徹底した顧客起点の事業活動と顧客ニーズに立脚した研究開発体制への転換により、特有技術を活用した新規領域への展開を実現します。

③ グループ経営の強化

グループ会社各社は、その位置付けを今一度明確にし、グループの成長戦略への貢献やコスト削減への貢献を求め、グループ全体としての経営管理を一層強化します。

④ 財務体質改善

利益の積み上げと資本効率の改善により、自己資本の回復を図ります。また、これらの中期経営計画実現に向け、盤石な事業運営体制を構築するために、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社が運用するジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合に対して200億円の種類株式（優先株式）を第三者割当の方法により割り当て、毀損した資本を増強するとともに、戦略投資資金を調達致しました。

さらに、早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、平成28年6月開催の第152回定時株主総会において、(i)資本金の額、資本準備金の額及び利益準備金の額の減少、及び(ii)資本金の額及び資本準備金の額の減少により発生したその他資本剰余金の一部及び別途積立金による繰越利益剰余金の欠損填補に係る各議案が決議され、それぞれ振り替えております。また、種類株式の発行により増加した資本金の額及び資本準備金の額の金額につきましても、その他資本剰余金へ振り替えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針について

当社は、新たに制定した「トクヤマグループのビジョン」において、トクヤマグループの存在意義を「化学を通じて暮らしに役立つ価値を創造する」と定めました。トクヤマグループが培ってきた化学技術を用いて、新しい価値を創造し、提供し続けることを通じて、人々の幸せや社会の発展に貢献していきます。

当社は、大正7年の創業以来、一貫した「ものづくり」へのこだわりと顧客をはじめとしたステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を基盤とし、ソーダ灰・苛性ソーダ・塩化ビニル樹脂等の化成品セグメント、セメント事業等のセメントセグメント、多結晶シリコン・乾式シリカ・窒化アルミニウム・電子製品向け高純度薬品等の特殊品セグメント、微多孔質フィルム・歯科器材・イオン交換樹脂膜等のライフアメニティーセグメント、及びその他セグメントの5つのセグメントに区分される幅広い事業を、グループ会社とともに展開しています。

その事業特性は、将来の事業環境変化を想定しつつ、経営資源の先行投入を行い、継続的な企業価値の向上を図るというものです。これは、事業を企画し、技術を開発し、設備を作り、顧客をはじめとしたステークホルダーの皆様との信頼関係、連携関係を強化し、投入経営資源の回収を図るという取り組みです。こうした中長期的な視点からの取り組みの集積結果が当社の企業価値の源泉と考えております。

従って、このような中長期的な視点からの経営に取り組みつつ、経営の効率化や収益性向上を行うには、専門性の高い業務知識、営業や技術ノウハウを備えた者が、法令及び定款の定めを遵守して、当社の財務及び事業の方針の決定について重要な職務を担当することが、当社株主共同の利益及び当社企業価値の向上に資するものと考えております。

また、株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーの皆様には評価していただけるよう、「企業の社会的責任」を果たしてまいります。

以上が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針です。

② 不適切な支配の防止のための取り組みについて

当社は、大規模な当社株式等の買付行為（以下「大規模買付行為」という。大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）が行われ、その大規模買付行為が当社株主共同の利益及び当社企業価値を著しく損なうと判断される場合には、株主共同の利益及び企業価値の保護のために、対抗措置を講じる必要があると考えております。

大規模買付行為が行われた場合、これを受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、そのためには、当該大規模買付者からの十分な情報の提供が必要であると考えます。また、当該大規模買付行為に対する当社取締役会による評価、意見及び事業特性を踏まえた情報等の提供は、株主の皆様が当該大規模買付を受け入れるか否かのご判断のために重要であり、株主共同の利益に資するものと考えております。

当社は、株主共同の利益及び企業価値の保護のために、大規模買付行為に対して大規模買付ルールを定めました。

大規模買付ルールとは、大規模買付者に対して、買付行為の前に、当社取締役会に十分な情報提供をすること及びその情報に基づき、当社取締役会が大規模買付行為を十分に評価・検討し、意見や代替案の取りまとめの期間を確保することを要請するものです。

このルールが遵守されない場合、又は遵守された場合でも株主共同の利益及び企業価値を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は会社法第277条以下に規定される新株予約権無償割当てによる措置（以下「対抗措置」という。）をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

以上のような「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」という。）の更新につき、平成27年4月30日開催の当社取締役会で決定し、平成27年6月24日開催の第151回定時株主総会においてご承認いただきました。

なお、本対応方針の詳細をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokuyama.co.jp/>）に掲載しております。

③ 上記②の取り組みについての取締役会の判断について

当社取締役会は、上記②の「不適切な支配の防止のための取り組みについて」が、当社の基本方針に沿って策定され、株主共同の利益及び企業価値の保護に資するものと考えております。

当社は、本対応方針において取締役会の恣意的な判断を防止するためのチェック機関として特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は特別委員会の勧告を最大限尊重しなければならないと定めており、また、特別委員会の勧告に基づき、株主総会を招集し、その意思を確認することができるものとしており、上記②の取り組みは取締役の地位の維持を目的としたものではありません。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載します。ただし、以下に記載した事項が当社グループに関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載事項以外にも投資家の判断に影響を及ぼす可能性のあるリスクが存在するものと考えられます。

なお、記載している事項は、有価証券報告書提出日（平成28年6月27日）現在において判断したものです。

（1）原燃料等の調達・市況

当社グループは、生産活動を遂行する為に必要不可欠な原材料及び燃料を全世界から調達しております。また、一部の製品について調達先が限られる特殊な原料、資材等を使用するものがあります。

当社は原材料及び燃料の調達について、中長期契約及びスポット市場での購入などを組み合わせることにより長期的、安定的、かつ安価な調達を可能にするよう取り組んでおりますが、市況の高騰や資源ナショナリズム等により原燃料等の供給の逼迫、納期の遅延等が発生し、当社グループの生産活動に大きな支障をきたす場合もしくは製造コストが急激に上昇する場合には、当社グループの業績及び財務内容に大きな影響を与える可能性が存在します。

（2）電子材料事業の市場環境

当社グループの電子材料事業は、当社グループ事業の柱の一部ではありますが、情報・電子業界の市場は好不調の波が大きく、電子材料事業の収益が悪化した場合には、当社グループの業績及び財務内容に大きな影響を与える可能性が存在します。

（3）環境規制等

当社グループは、資源・エネルギーを大量に使用するさまざまな事業を営んでおります。そのため、環境負荷の低減を図る設備投資や資源リサイクル体制の充実、原燃料代替廃棄物の受け入れ等を行いながら、ゼロエミッションの推進や省エネ化を軸にエネルギー原単位の改善などにより環境負荷の低減に取り組んでおります。しかしながら、今後環境に関する規制の強化や環境保護の新たな社会的責任を要求される事態が発生する場合には、当社グループの業績及び財務内容に大きな影響を与える可能性が存在します。

（4）契約紛争・訴訟

当社グループは、法務・審査グループや知的財産部を中心に特許紛争・契約紛争・訴訟などに対する日常的な予防措置を講じておりますが、国内及び海外事業に関して、法的な紛争・訴訟の対象となる可能性が存在します。また、将来的に大きな訴訟等が提起された場合には、当社グループの業績及び財務内容に大きな影響を与える可能性が存在します。

（5）災害・事故等の影響

当社グループは、生産活動の中断による悪影響を最小限に抑えるために、日常的及び定期的な設備保全を行っております。しかしながら、災害・事故等（地震その他の自然災害を含む。）による生産設備への悪影響を完全に予防又は軽減できる保証はありません。また、直ちに代替生産できない製品もあり、生産量の著しい低下をきたしたり、最悪の場合には長期間生産停止を余儀なくされる場合もあり、当社グループの業績及び財務内容に大きな影響を与える可能性が存在します。

（6）製造物責任

当社グループは、製品特性に応じた適正な品質を確保できるよう、品質管理に全力をあげて取り組んでおりますが、想定外の事情により、製品の無償回収等に発展する品質問題や製品の安全性に関連する製造物責任（PL）問題が発生した場合、当社グループの業績及び財務内容に大きな影響を与える可能性があります。

（7）市場の経済動向・状況

当社グループの製品の需給は、主に、化学品業界、建築・建材業界、情報・電子業界等の各市場動向の影響を受けます。また、当社グループの製品は、日本、米国、アジア、欧州等にも販売し、各国の経済状況は当社グループの製品販売に大きな影響を与えます。当社グループは生産の向上や高品質を目指しながら、コスト削減も推進いたしますが、これら市場・業界の需要減退や販売地域での景気後退が、当社グループの業績及び財務内容に大きな影響を与える可能性があります。

（8）価格競争力

当社グループが展開する各事業においては、当社グループと同様な製品を供給する競合他社が全世界に存在します。当社グループでは、品質や価格等の競争優位性を維持しながら、顧客に製品供給を行っております。しかしながら、安価な輸入品が市場に流入したり、あるいは、予期せぬ事情により競合他社との間で価格競争が発生し、その期

間が長期化した場合には、当社グループの収益性を低下させ、当社グループの業績及び財務内容に大きな影響を与える可能性が存在します。

(9) 海外事業展開

当社グループがマレーシアのサラワク州に建設した多結晶シリコンの新プラントは、当社グループの既存の海外拠点のプラントと比較しても大規模なものであり、その安定操業及び販売計画等に齟齬が発生した場合、あるいは予期し得ない制度、法律又は規則の変更、労使問題等が発生した場合には、当社グループの業績及び財務内容に大きな影響を与える可能性が存在します。

(10) 資金調達

当社グループは、借入や社債発行による資金調達を行っておりますが、金利等の市場環境の変化により、資金調達コストが増加し、当社グループの業績及び財務内容に大きな影響を与える可能性が存在します。また、金融機関からの新規借入や社債発行にあたっては同様の条件により行えるという保証はなく、当社グループが金融機関から借入や社債発行による調達を適時に行うことができない場合には、当社グループの資金調達に大きな影響を及ぼす可能性が存在します。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、当連結会計年度末において、多結晶シリコンの長期的な販売に関する「売買契約」を13社と締結しております。契約期間は、平成20年1月から平成34年12月までの間の3～11年です。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、「省エネ、環境、ヘルスケア」を重点分野として、化学を基軸に各事業の拡大と発展を目指した研究開発を行っています。

平成27年8月に、コーポレートの開発を担っていた技術戦略部門を見直して、これまでの9部署を3部署に統合再編し、名称を研究開発部門へ改めました。併せて、進行中の開発テーマの選別を実施し、一部は要員と共に事業部門・事業会社へ配置転換しました。今後は、事業収益力の強化に貢献すべく、各セグメント開発との連携を強化し、事業にコミットした研究開発を進めてまいります。

研究開発部門では、各セグメントに所属する開発グループと協調して、事業部周辺テーマの技術開発を行います。この事業部周辺テーマは、研究開発部門で基礎的な市場調査と技術開発を行い、最終的な製品化を各セグメントの開発グループが行う形になります。現在、新規開発テーマの絞り込みを実施し、有望なテーマについて基礎検討を実施中です。従来から取り組んできた中性子線検出用シンチレータ材料の開発、深紫外LEDの開発については顧客評価を積極的に実施して、製品化を加速します。

当連結会計年度における当社グループの研究開発費は85億22百万円（セグメント間の取引消去後）です。なお、研究開発費については各セグメントに配分できない基礎研究費用等24億20百万円が含まれております。

セグメント別の研究開発の状況及び研究開発費は次のとおりです。

<化成品セグメント>

各種製品群の競争力強化と用途開拓のための研究開発を積極的に進めております。プロセス開発や触媒研究、環境対応製品、有機・無機材料開発にも注力し、技術力強化による事業貢献を行っております。塩化ビニル樹脂では引き続きコスト引下げ、生産技術の改良及び顧客の要求に対応した各種グレードの開発改良を進めました。結晶性層状珪酸ナトリウムは、業務用・産業用洗剤のビルダーや機能性材料の原料への用途開発を進めました。

当セグメントに係わる研究開発費は5億53百万円（セグメント間の取引消去後）です。

<特殊品セグメント>

多結晶シリコンでは、シリコン市場が低迷する状況下、コスト削減に対応するため既存プラントにおいてシリコンの生産効率を高めるプロセス開発を進めました。シリカについては、顧客の要求に対応した新規シリカの開発を行いました。放熱材料については、パワー半導体やLEDなどの放熱用材料に用いられる高放熱シートや放熱接着剤用の窒化アルミニウムフィラーに加えて、窒化ホウ素フィラーの開発に注力しました。

当セグメントに係わる研究開発費は17億60百万円（セグメント間の取引消去後）です。

<セメントセグメント>

種々の廃棄物をセメント原燃料化するための研究開発を積極的に継続しております。なかでも、廃石膏ボード及び石炭灰の処理技術の開発に注力しております。セメント・コンクリートの基礎研究も進めており、省エネルギーの観点からセメントクリンカーの焼成温度低減に関する検討を継続しております。また、セメント関連製品として、セメント系固化材、グラウト材及びセルフレベリング材の各種グレード開発・改良を進めました。さらに、断面修復材などコンクリート構造物の補修・補強に適用される各種製品の開発・改良に注力しました。

当セグメントに係わる研究開発費は6億97百万円（セグメント間の取引消去後）です。

<ライフアメニティーセグメント>

メガネレンズ材料では次世代フォトクロミック材料の開発を進めました。医薬原薬ではプロセス開発を進めました。医療分野、臨床検査分野では、臨床検査用の試薬や情報システム、検体検査に係わる装置や検査自動化システムの総合的な製品開発を進めました。ガスセンサ関連では、警報器分野、空気質分野などで各種センサやその応用製品の開発を進めました。歯科医療分野では、充填用コンポジットレジン、矯正用接着材料などの製品開発を進めました。イオン交換樹脂膜では、高効率バイポーラ膜電気透析技術や高機能イオン交換膜等の開発を進めました。

当セグメントに係わる研究開発費は30億90百万円（セグメント間の取引消去後）です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

(総資産)

当連結会計年度末の総資産は4,013億42百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,531億85百万円減少しました。

主な要因は、Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd. の多結晶シリコン製造設備の減損損失計上に伴う有形固定資産の減少によるものです。

(負債)

負債は3,411億36百万円となり、前連結会計年度末に比べ439億45百万円減少しました。

主な要因は、長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金が267億49百万円、社債及び1年内償還予定の社債が56億円、購入契約損失引当金が40億59百万円減少したことによるものです。

(純資産)

純資産は602億5百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,092億39百万円減少しました。

主な要因は、減損損失計上に伴う利益剰余金の減少によるものです。

(キャッシュ・フロー)

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

(売上高)

国産ナフサ価格の下落に伴う石油化学製品の販売価格の軟化はあったものの、ソーダ灰及び塩化カルシウム、ならびに太陽電池向け多結晶シリコンの販売数量の増加等により、前期より50億29百万円増加し、3,071億15百万円（前期比1.7%増）となりました。

(売上原価)

国産ナフサ価格の下落による原料コストの減少はありましたが、太陽電池向け多結晶シリコンの販売数量の増加等により、前期より17億20百万円増加し、2,206億38百万円（前期比0.8%増）となりました。

(販売費及び一般管理費)

ソーダ灰及び塩化カルシウム等の販売数量増に伴う物流費の増加はありましたが、全社にわたる費用削減に努めたことにより、前期より2億31百万円減少し、634億5百万円（前期比0.4%減）となりました。

(営業利益)

Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd. における太陽電池向け多結晶シリコンの損益悪化はあったものの、国産ナフサ価格の下落や円安の影響による石油化学製品の損益改善等により、前期より35億40百万円増加し、230億71百万円（前期比18.1%増）となりました。

(営業外損益・経常利益)

営業外損益は、前期に計上した為替差損が為替差益に転じたこと等により、前期より12億64百万円改善しました。

以上の結果、経常利益は48億4百万円増加し、177億25百万円（前期比37.2%増）となりました。

(特別損益・税金等調整前当期純損失・当期純損失・親会社株主に帰属する当期純損失)

特別損益は、固定資産売却益の計上等はあったものの、Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd. の多結晶シリコン製造設備の減損損失計上等により、前期より263億18百万円悪化しました。

以上の結果、税金等調整前当期純損失は865億円となり、前期より215億13百万円悪化しました。

応分の税金費用を加味した当期純損失は995億20百万円となり、前期より341億92百万円悪化しました。

親会社株主に帰属する当期純損失は1,005億63百万円となり、前期より352億14百万円悪化しました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、事業競争力強化のための設備増強工事や環境・合理化投資等を実施し、当連結会計年度の設備投資額は139億45百万円となりました。

化成品セグメントにおいては、各種設備の増設・更新など19億70百万円の投資を行いました。

特殊品セグメントにおいては、各種設備の増設・更新など45億53百万円の投資を行いました。

セメントセグメントにおいては、各種設備の増設・更新など23億99百万円の投資を行いました。

ライフアメニティーセグメントにおいては、各種設備の増設・更新など30億62百万円の投資を行いました。

また、その他及び全社として、19億59百万円の投資を行いました。

これら設備投資の所要資金は、借入金の調達及び自己資金の充当等にて行いました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)		セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び構 築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
徳山製 造所	徳山工場 (山口県周南市) (注) 2, 8	化成品セグメン ト	苛性ソーダ・ ソーダ灰製造 設備	5, 068	14, 396	1, 100 (819) [1]	104	649	21, 318	930
	南陽工場 (山口県周南市)	セメントセグ メント	セメント製造 設備	2, 247	7, 349	1, 403 (282)	－	148	11, 149	156
	東工場 (山口県周南市) (注) 3	化成品セグメン ト・特殊品 セグメント	多結晶シリコ ン・塩化ビニ ルモノマー製 造設備	4, 417	6, 921	13, 750 (1, 143)	62	1, 017	26, 169	427
鹿島工場 (茨城県神栖市)		ライフアメリ ティセグメン ト	医薬品原薬・ 中間体製造設 備	1, 170	214	1, 942 (110)	－	506	3, 834	56
東京本部 (東京都千代田区他) (注) 4, 8		全社管理業 務・販売業務	その他設備	362	91	2, 683 (235) [9]	32	49	3, 218	196
大阪オフィス (大阪市北区他) (注) 8		販売業務	〃	246	88	738 (43) [17]	－	31	1, 105	27
福岡支店 (福岡市中央区他) (注) 5, 8		〃	〃	141	77	1, 327 (54) [15]	－	30	1, 577	12
広島支店 (広島市中区他) (注) 8		〃	〃	116	29	781 (27)	0	23	952	7
高松支店 (香川県高松市他) (注) 6, 8		〃	〃	69	38	586 (179) [1]	－	7	701	8
つくば研究所 (茨城県つくば市他)		基礎応用研究	〃	1, 223	131	1, 094 (51)	－	144	2, 594	69
その他		原料採掘（珪 石）	〃	34	11	373 (1, 231)	5	1	426	－

(2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び構 築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
新第一塩ビ(株)	本社他5事業 所 (東京都港 区)	化成品セ グメント	塩化ビニル 樹脂製造設 備	630	985	—	—	23	1,640	28
中国生コンク リート(株)	本社 (広島県広島 市)	セメント セグメン ト	生コンクリ ート製造設 備	43	109	1,488 (22)	—	6	1,649	17
サン・トック ス(株)	本社他4事業 所 (東京都港 区)	ライフア メニティ ーセグメ ント	ポリオレフ インフィ ルム製造設備	1,447	908	400 (33)	8	780	3,545	390 [1]
(株)エイアンド ティー (注) 8	本社他10事業 所 (神奈川県藤 沢市)	〃	臨床検査試 薬及び臨床 検査機器製 造・研究開 発設備	605	78	801 (33)	—	186	1,672	346 [161]
周南パルク ターミナル(株) (注) 8	本社 (山口県周南 市)	その他	その他設備	2,305	3,620	—	160	367	6,453	32 [7]
周南システム 産業(株) (注) 7, 8	本社他4事業 所 (山口県周南 市)	〃	〃	1,240	186	833 (12)	—	23	2,284	416 [64]
(株)トクヤマロ ジスティクス	本社他2事業 所 (山口県周南 市)	〃	物流設備	321	737	526 (3)	204	26	1,815	161 [10]

(3) 在外子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び構 築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd.	本社他2事業 所 (マレーシア サラワク州)	特殊品セ グメント	多結晶シリ コン製造設 備	1,484	4,447	—	—	3,170	9,101	694
徳山化工(浙 江)有限公司	本社 (中華人民共 和国浙江省嘉 興市)	〃	乾式シリカ 製造設備	1,251	4,901	—	—	73	6,226	216
天津徳山塑料	本社 (中華人民共 和国天津市)	ライフア メニティ ーセグメ ント	通気性フィ ルム製造設 備	—	1,844	—	—	30	1,875	92
上海徳山塑料	本社 (中華人民共 和国上海市)	〃	〃	286	989	—	—	4	1,281	107

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品ならびに建設仮勘定の合計です。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 貸与中の土地(98千㎡)を含んでおり、三井物産(株)他に貸与されております。

- 3 貸与中の土地（73千㎡）を含んでおり、関連会社である徳山ポリプロ(株)他に貸与されております。
- 4 貸与中の土地（33千㎡）を含んでおり、(株)食品流通システムに貸与されております。
- 5 貸与中の土地（12千㎡）を含んでおり、三井物産(株)に貸与されております。
- 6 貸与中の土地（16千㎡）を含んでおり、関連会社である(株)しろかわ他に貸与されております。
- 7 貸与中の建物を含んでおり、(株)丸久他に貸与されております。
- 8 土地及び建物の一部を賃借しております。年間賃借料は851百万円です。土地の面積については、[]で外書しております。
- 9 現在休止中の主要な設備はありません。
- 10 主な賃借設備は提出会社の食塩電解用金属陽極と(株)トクヤマロジスティックスのコンテナであり、年間賃借料総額は343百万円、契約期間は1か月～24年です。
- 11 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、多種多様な事業を行っており、当連結会計年度末時点ではその設備の新設・拡充の計画を個々のプロジェクトごとに決定しておりません。そのため、セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）は、134億70百万円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりです。

セグメントの名称	平成29年3月末計画金額 (百万円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
化成品	3,163	各種設備増強・更新など	自己資金及び増資資金
特殊品	2,054	各種設備増強・更新など	自己資金及び増資資金
セメント	2,650	各種設備増強・更新など	借入金及び自己資金
ライフアメニティー	1,894	各種設備増強・更新など	借入金、自己資金及び増資資金
その他	2,640	各種設備増強・更新など	借入金、自己資金及び増資資金
小計	12,402	—	—
全社	1,067	—	自己資金
合計	13,470	—	—

（注）1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 経常的な設備の除却、売却を除き、重要な設備の除却、売却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

(注) 平成28年6月24日開催の第152回定時株主総会において定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は700,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は700,000,000株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は20,000株、B種種類株式の発行可能種類株式総数は4,400株及びC種種類株式の発行可能種類株式総数は20,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (平成28年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	349,671,876	349,671,876	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数1,000株
A種種類株式（当該 株式は行使価額修正 条項付新株予約権付 社債券等です。）	—	20,000	非上場	単元株式数1株 (注) 1, 2, 3
計	349,671,876	349,691,876	—	—

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりです。

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
- (2) 取得価額の修正基準及び修正頻度
 - (a) 当初取得価額
174.8円
 - (b) 取得価額の修正
取得価額は、平成28年12月27日以降に初めて普通株式対価取得請求の効力が生じた日及びそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日（以下に定義する。）でない場合には翌取引日とする。以下、「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）が発表されない日を除く20取引日とする。以下、本(b)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に下記(3.(7)(e))に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(3.(7)(e))に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の90%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、係る修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は取得価額修正日より適用される。ただし、修正後取得価額が139.8円（ただし、下記(3.(7)(f))の調整を受ける。以下、「A種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とし、また、修正後取得価額が209.8円（ただし、下記(3.(7)(f))の調整を受ける。以下、「A種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はA種上限取得価額とする。
「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - (a) 取得価額の下限
139.8円
 - (b) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
143,061,516株（A種累積未払配当金額及びA種日割未払配当金額が存在しないことを前提とします。）

(4) 当社の決定によるA種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

(a) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成28年6月27日以降、当社取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来した場合には、金銭対価償還日の到来をもって、A種種類株主等に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部（ただし、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限る。）を取得すること（以下、「金銭対価償還」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引き換えに、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に償還係数（以下に定義する。）を乗じた額に、A種累積未払配当金額及びA種日割未払配当金額を加算した額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。なお、「A種累積未払配当金額」及び「A種日割未払配当金額」の定義の適用については、当該定義中「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」、「累積配当日」、「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」とあるのは、それぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、当該定義を適用する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引き換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下に掲げる期間に属する場合における当該期間について定める以下の数値とする。

平成28年6月27日以降平成29年6月30日まで : 1.07

平成29年7月1日以降平成30年6月30日まで : 1.13

平成30年7月1日以降平成31年6月30日まで : 1.19

平成31年7月1日以降平成32年6月30日まで : 1.25

平成32年7月1日以降 : 1.30

(b) 金銭及びC種種類株式を対価とする取得条項

当社は、平成30年3月31日（同日を含む。）に終了する事業年度に係る計算書類を当社取締役会が承認した日以降、当社取締役会が別に定める日（以下、「株式等対価取得日」という。）が到来した場合には、法令の許容する範囲内において、金銭及びC種種類株式を対価として、A種種類株式の全部（一部は不可とする。）を取得すること（以下、「株式等対価取得」という。）ができるものとし、当社は、当該株式等対価取得に係るA種種類株式を取得するのと引き換えに、A種種類株式1株につき、(a) A種累積未払配当金額及びA種日割未払配当金額を合計した額の金銭、ならびに(b) C種種類株式1株を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、「A種累積未払配当金額」及び「A種日割未払配当金額」の定義の適用については、当該定義中「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」、「累積配当日」、「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」とあるのは、それぞれ「株式等対価取得日」と読み替えて、当該定義を適用する。また、株式等対価取得に係るA種種類株式の取得と引き換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりです。

(1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容
該当事項はありません。

(2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての割当
予定先と当社との間の取決めの内容

割当予定先は、払込期日以降平成31年6月30日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、A種種類株式及びC種種類株式についての金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができず、転換制限解除事由(i)又は(ii)のいずれか及び転換制限解除事由(iii)の双方が発生しない限り、A種種類株式及びC種種類株式についての普通株式を対価とする取得請求権を行使することができません。

また、平成31年6月30日以前については、上記取得請求権に係る対価取得請求日と取得条項に係る対価償還（取得）日が同一の場合、取得条項が優先します。

更に、割当予定先は、平成31年7月1日以降であっても、転換制限解除事由(iii)に該当する場合にのみ、A種種類株式及びC種種類株式についての普通株式を対価とする取得請求権を行使することができます。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての割当予定先と当社との間の取決めの内容

割当予定先は、当社の事前の書面等による承諾がない限り、割当予定先が保有するA種種類株式、B種種類株式又はC種種類株式の譲渡等を行うことができません。また、割当予定先が、当社の事前の書面等による承諾を得て、自らが保有するA種種類株式、B種種類株式又はC種種類株式を譲渡等す

る場合には、割当予定先は、当該譲渡等の相手方をして、本契約上の割当予定先の義務を遵守することを約させるものとされています。

- (4) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当予定先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (5) その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。

3. A種種類株式の内容は、以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

(a) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対し、下記(12)．(a)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(b)に定める額の金銭による剰余金の配当（係る配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(b) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、1,000,000円（以下、「払込金額相当額」という。）にA種優先配当年率（以下に定義する。）を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が平成29年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、平成28年6月27日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により算出される金額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金の配当を行ったときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、上記方法により算出される金額から、当該配当基準日より前の日を基準日として行った当該剰余金の配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

「A種優先配当年率」とは、配当基準日が以下に掲げる事業年度に属する場合における当該事業年度について定める以下の年率とする。

平成29年3月31日に終了する事業年度	: 5.0%
平成30年3月31日に終了する事業年度	: 5.5%
平成31年3月31日に終了する事業年度	: 6.0%
平成31年4月1日以降に終了する事業年度	: 6.5%

(c) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金額（下記(d)に定義する。）の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法（平成17年法律第86号）（以下、「会社法」という。）第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(d) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(d)に従い累積したA種累積未払配当金額（以下に定義する。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(b)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、係る計算においては、上記(b)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(d)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該不足額について、不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から当該累積額がA種種類株主等に対して配当される日（以下、本(d)において「累積配当日」という。）（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率で、事業年度毎（ただし、累積配当日が属する事業年度の場合は、当該事業年度の初日（同日を含む。）から累積配当日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を、当該不足額に加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日

を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(d)に従い累積する金額(以下、「A種累積未払配当金額」という。)については、下記(12). (a)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

(2) 残余財産の分配

(a) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記(12). (b)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金額及びA種日割未払配当金額(以下に定義する。)を加算した額(以下、「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「A種日割未払配当金額」とは、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記(1). (b)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする。

(b) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成28年6月27日以降、当社取締役会が別に定める日(以下、「金銭対価償還日」という。)が到来した場合には、金銭対価償還日の到来をもって、A種種類株主等に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部(ただし、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限る。)を取得すること(以下、「金銭対価償還」という。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引き換えに、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に償還係数(以下に定義する。)を乗じた額に、A種累積未払配当金額及びA種日割未払配当金額を加算した額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。なお、「A種累積未払配当金額」及び「A種日割未払配当金額」の定義の適用については、当該定義中「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」、「累積配当日」、「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」とあるのは、それぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、当該定義を適用する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引き換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下に掲げる期間に属する場合における当該期間について定める以下の数値とする。

平成28年6月27日以降平成29年6月30日まで	: 1.07
平成29年7月1日以降平成30年6月30日まで	: 1.13
平成30年7月1日以降平成31年6月30日まで	: 1.19
平成31年7月1日以降平成32年6月30日まで	: 1.25
平成32年7月1日以降	: 1.30

(5) 金銭及びC種種類株式を対価とする取得条項

当社は、平成30年3月31日(同日を含む。)に終了する事業年度に係る計算書類を当社取締役会が承認した日以降、当社取締役会が別に定める日(以下、「株式等対価取得日」という。)が到来した場合には、法令の許容する範囲内において、金銭及びC種種類株式を対価として、A種種類株式の全部(一部は不可とする。)を取得すること(以下、「株式等対価取得」という。)ができるものとし、当社は、当該株式等対価取得に係るA種種類株式を取得するのと引き換えに、A種種類株式1株につき、(a) A種累積未払配当金額及びA種日割未払配当金額を合計した額の金銭、ならびに(b) C種種類株式1株を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、「A種累積未払配当金額」及び「A種日割未払配当金額」の定義の適用については、当該定義中「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」、「累積配当日」、「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」とあるのは、それぞれ「株式等対価取得日」と読み替えて、当該定義を適用する。また、株式等対価取得に係るA種種類株式の取得と引き換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(6) 金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権

(a) 株式等対価取得請求権

A種種類株主は、平成28年6月27日以降いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭及びB種種類株式の交付と引き換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「株式等対価取得請求」という。)ができるものとし、当社は、当

該株式等対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引き換えに、A種種類株式1株につき、(a)払込金額相当額に、A種累積未払配当金額及びA種日割未払配当金額を加算した額の金銭、ならびに(b)下記(2)に定める数のB種種類株式（以下、「請求対象B種種類株式」という。）を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)における「A種累積未払配当金額」及び「A種日割未払配当金額」の定義の適用については、当該定義中「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」、「累積配当日」、「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」とあるのは、それぞれ「株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、当該定義を適用する。また、株式等対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引き換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(b) A種種類株式の取得と引き換えに交付するB種種類株式の数

A種種類株式の取得と引き換えに交付するB種種類株式の数は、株式等対価取得請求に係るA種種類株式1株につき、当該株式等対価取得請求が効力を生じた日が以下に掲げる期間に属する場合における当該期間について定める以下の数とする。なお、株式等対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引き換えに交付するB種種類株式の合計数に1株未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

平成28年6月27日以降平成29年6月30日まで	: 0.16
平成29年7月1日以降平成30年6月30日まで	: 0.16
平成30年7月1日以降平成31年6月30日まで	: 0.18
平成31年7月1日以降平成32年6月30日まで	: 0.20
平成32年7月1日以降	: 0.22

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

(a) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成28年6月27日以降いつでも、当社に対して、下記(b)に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引き換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引き換えに、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(b) A種種類株式の取得と引き換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引き換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式1株につき、払込金額相当額にA種累積未払配当金額及びA種日割未払配当金額を加算した額を、下記(c)ないし(f)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(b)における「A種累積未払配当金額」及び「A種日割未払配当金額」の定義の適用については、当該定義中「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」、「累積配当日」、「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」とあるのは、それぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、当該定義を適用する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引き換えに交付する普通株式の合計数に1株未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(c) 当初取得価額

174.8円

(d) 取得価額の修正

取得価額は、平成28年12月27日以降に初めて普通株式対価取得請求の効力が生じた日及びそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日（以下に定義する。）でない場合には翌取引日とする。以下、「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）が発表されない日を除く20取引日とする。以下、本(d)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に下記(e)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(e)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の90%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、係る修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）修正後取得価額は取得価額修正日より適用される。ただし、修正後取得価額が139.8円（ただし、下記(f)の調整を受ける。以下、「A種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とし、また、修正後取得価額が209.8円（ただし、下記(f)の調整を受ける。以下、「A種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はA種上限取得価額とする。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

(e) 取得価額の調整

(i) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、以下の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引き換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(e)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、以下の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、以下の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数－} \\ \text{当社が保有する普通株式の数）} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する普} \\ \text{通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、係る株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、係る新株予約権の割当日に、新株

予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、係る新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記①ないし③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iv) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (v) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(v)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) A種下限取得価額及びA種上限取得価額の調整
上記(e)の規定により取得価額の調整を行う場合には、A種下限取得価額及びA種上限取得価額についても、「取得価額」を「A種下限取得価額」又は「A種上限取得価額」に読み替えたうえで上記(e)の規定を準用して同様の調整を行う。
- (8) 譲渡制限
A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
- (9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- (10) 議決権を有しないこととしている理由
資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためです。
- (11) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
 - (a) 株式の併合又は分割
当社は、A種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。
 - (b) 募集株式の割当て等
当社は、A種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。
- (12) 優先順位
 - (a) 剰余金の配当の優先順位
A種優先配当金、A種累積未払配当金額、B種優先配当金（B種種類株式の内容(1)(a)に定義される。）、B種累積未払配当金額（B種種類株式の内容(1)(d)に定義される。以下同じ。）、C種優先配当金（C種種類株式の内容(1)(a)に定義される。）、C種累積未払配当金額（C種種類株式の内容(1)(d)に定義される。）及び普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金額、B種累積未払配当金額及びC種累積未払配当金額が第1順位、A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金が第2順位、普通株式に係る剰余金の配当が第3順位とする。

(b) 残余財産の分配の優先順位

A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(c) ある順位の配当又は分配が総額に満たない場合の処理

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(13) 除斥期間

配当金の除斥期間に関する当社定款第46条の規定は、A種優先配当金の支払いについてこれを準用する。

4. B種種類株式の内容

(1) 剰余金の配当

(a) B種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。）に対し、下記(10). (a)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(b)に定める額の金銭による剰余金の配当（係る配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(b) B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、1,000,000円（以下、「払込金額相当額」という。）に5.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日がB種種類株式が最初に発行された事業年度に属する場合は、B種種類株式が最初に発行された日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により算出される金額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金の配当を行ったときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、上記方法により算出される金額から、当該配当基準日より前の日を基準日として行った当該剰余金の配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(c) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金額（下記(d)に定義する。）の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法（平成17年法律第86号）（以下、「会社法」という。）第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(d) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(d)に従い累積したB種累積未払配当金額（以下に定義する。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(b)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。ただし、係る計算においては、上記(b)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(d)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該不足額について、不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から当該累積額がB種種類株主等に対して配当される日（以下、本(d)において「累積配当日」という。）（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率で、事業年度毎（ただし、累積配当日が属する事業年度の場合は、当該事業年度の初日（同日を含む。）から累積配当日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を、当該不足額に加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(d)に従い累積する金額（以下、「B種累積未払配

当金額」という。)については、下記(10). (a)に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。

(2) 残余財産の分配

(a) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記(10). (b)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金額及びB種日割未払配当金額(以下に定義する。)を加算した額(以下、「B種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「B種日割未払配当金額」とは、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記(1). (b)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする。

(b) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 金銭対価とする取得条項

当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下、「金銭対価償還日」という。)が到来した場合には、金銭対価償還日の到来をもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日(以下に定義する。)前以降30取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行ったうえで、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部(一部は不可とする。)を取得すること(以下、「金銭対価償還」という。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引き換えに、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に償還係数(以下に定義する。)を乗じた額に、B種累積未払配当金額及びB種日割未払配当金額を加算した額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(4)における「B種累積未払配当金額」及び「B種日割未払配当金額」の定義の適用については、当該定義中「累積額がB種種類株主等に対して配当される日」、「累積配当日」、「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」とあるのは、それぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、当該定義を適用する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引き換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下に掲げる期間に属する場合における当該期間について定める以下の数値とする。

平成28年6月27日以降平成29年6月30日まで	: 1.07
平成29年7月1日以降平成30年6月30日まで	: 1.13
平成30年7月1日以降平成31年6月30日まで	: 1.19
平成31年7月1日以降平成32年6月30日まで	: 1.25
平成32年7月1日以降	: 1.30

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

(a) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、いつでも、当社に対して、下記(b)に定める数の普通株式(以下、「請求対象普通株式」という。)の交付と引き換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引き換えに、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(b) B種種類株式の取得と引き換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引き換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式1株につき、払込金額相当額にB種累積未払配当金額及びB種日割未払配当金額を加算した額を、下記(c)ないし(f)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(b)における「B種累積未払配当金額」及び「B種日割未払配当金額」の定義の適用については、当該定義中「累積額がB種種類株主等に対して配当される日」、「累積配当日」、「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」とあるのは、それぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、当該定義を適用する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引き換えに交付する

普通株式の合計数に1株未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(c) 当初取得価額

174.8円

(d) 取得価額の修正

取得価額は、平成28年12月27日以降に初めて普通株式対価取得請求の効力が生じた日及びそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）が発表されない日を除く20取引日とする。以下、本(d)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に下記(e)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(e)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の90%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、係る修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は取得価額修正日より適用される。ただし、修正後取得価額が139.8円（ただし、下記(f)の調整を受ける。以下、「B種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はB種下限取得価額とし、また、修正後取得価額が209.8円（ただし、下記(f)の調整を受ける。以下、「B種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はB種上限取得価額とする。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

(e) 取得価額の調整

(i) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、以下の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引き換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、以下の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、以下の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+} \\ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{+} \\ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array}} \times \text{1株当たり払込金額}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、係る株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、係る新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、係る新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記①ないし③のいずれかに該当する場合には、当社はB種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iv) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。

- (v) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(v)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
 - (f) B種下限取得価額及びB種上限取得価額の調整
上記(e)の規定により取得価額の調整を行う場合には、B種下限取得価額及びB種上限取得価額についても、「取得価額」を「B種下限取得価額」又は「B種上限取得価額」に読み替えたうえで上記(e)の規定を準用して同様の調整を行う。
 - (6) 譲渡制限
B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
 - (7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
 - (8) 議決権を有しないこととしている理由
資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためです。
 - (9) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
 - (a) 株式の併合又は分割
当社は、B種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。
 - (b) 募集株式の割当て等
当社は、B種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。
 - (10) 優先順
 - (a) 剰余金の配当の優先順位
A種優先配当金、A種累積未払配当金額、B種優先配当金、B種累積未払配当金額、C種優先配当金（C種種類株式の内容(1)(a)に定義される。）、C種累積未払配当金額（C種種類株式の内容(1)(d)に定義される。）及び普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金額、B種累積未払配当金額及びC種累積未払配当金額が第1順位、A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金が第2順位、普通株式に係る剰余金の配当が第3順位とする。
 - (b) 残余財産の分配の優先順位
A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
 - (c) ある順位の配当又は分配が総額に満たない場合の処理
当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。
 - (11) 除斥期間
配当金の除斥期間に関する当社定款第46条の規定は、B種優先配当金の支払いについてこれを準用する。
5. C種種類株式の内容
- (1) 剰余金の配当
 - (a) C種優先配当金
当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主（以下、「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（C種種類株主と併せて以下、「C種種類株主等」という。）に対し、下記(11)．(b)に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、下記(b)に定める額の金銭による剰余金の配当（係る配当によりC種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「C種優先配当金」という。）を行う。なお、C種優先配当金に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - (b) C種優先配当金の金額
C種優先配当金の額は、1,000,000円（以下、「払込金額相当額」という。）に5.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日がC種種類株式が最初に発行された事業年度に属する場合は、C種種類株式が最初に発行された日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により算出される金額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該

配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金の配当を行ったときは、当該配当基準日に係るC種優先配当金の額は、上記方法により算出される金額から、当該配当基準日より前の日を基準日として行った当該剰余金の配当におけるC種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(c) 非参加条項

C種種類株主等に対しては、C種優先配当金及びC種累積未払配当金額（下記(d)に定義する。）の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法（平成17年法律第86号）（以下、「会社法」という。）第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(d) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてC種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るC種優先配当金につき本(d)に従い累積したC種累積未払配当金額（以下に定義する。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るC種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(b)に従い計算されるC種優先配当金の額をいう。ただし、係る計算においては、上記(b)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(d)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該不足額について、不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から当該累積額がC種種類株主等に対して配当される日（以下、本(d)において「累積配当日」という。）（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率で、事業年度毎（ただし、累積配当日が属する事業年度の場合は、当該事業年度の初日（同日を含む。）から累積配当日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を、当該不足額に加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(d)に従い累積する金額（以下、「C種累積未払配当金額」という。）については、下記(11). (a)に定める支払順位に従い、C種種類株主等に対して配当する。

(2) 残余財産の分配

(a) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、下記(11). (b)に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、払込金額相当額に、C種累積未払配当金額及びC種日割未払配当金額（以下に定義する。）を加算した額（以下、「C種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、C種残余財産分配額に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「C種日割未払配当金額」とは、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）の属する事業年度において、分配日を基準日としてC種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記(1). (b)に従い計算されるC種優先配当金相当額とする。

(b) 非参加条項

C種種類株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

C種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成28年6月27日以降、当社取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来した場合には、金銭対価償還日の到来をもって、C種種類株主等に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部又は一部（ただし、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限る。）を取得すること（以下、「金銭対価償還」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引き換えに、C種種類株式1株につき、払込金額相当額に償還係数（以下に定義する。）を乗じた額に、C種累積未払配当金額及びC種日割未払配当金額を加算した額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。C種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。なお、本(4)における「C種累積未払配当金額」及び「C種日割未払配当金額」の定義の適用については、当該定義中「累積額がC種種類株主等に対して配当される日」、「累積配当日」、「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」とあるのは、それぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、当該定義を適用する。また、金銭対価償還に係る

C種種類株式の取得と引き換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下に掲げる期間に属する場合における当該期間について定める以下の数値とする。

平成30年6月30日まで	: 1.10
平成30年7月1日以降平成31年6月30日まで	: 1.16
平成31年7月1日以降平成32年6月30日まで	: 1.18
平成32年7月1日以降	: 1.20

(5) 金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権

(a) 株式等対価取得請求権

C種種類株主は、いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭及びB種種類株式の交付と引き換えに、その有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「株式等対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該株式等対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引き換えに、C種種類株式1株につき、(a)払込金額相当額に、C種累積未払配当金額及びC種日割未払配当金額を加算した額の金銭、ならびに(b)下記(b)に定める数のB種種類株式（以下、「請求対象B種種類株式」という。）を、当該C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(a)における「C種累積未払配当金額」及び「C種日割未払配当金額」の定義の適用については、当該定義中「累積額がC種種類株主等に対して配当される日」、「累積配当日」、「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」とあるのは、それぞれ「株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、当該定義を適用する。また、株式等対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引き換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(b) C種種類株式の取得と引き換えに交付するB種種類株式の数

C種種類株式の取得と引き換えに交付するB種種類株式の数は、株式等対価取得請求に係るC種種類株式1株につき、当該株式等対価取得請求が効力を生じた日が以下に掲げる期間に属する場合における当該期間について定める以下の数とする。なお、株式等対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引き換えに交付するB種種類株式の合計数に1株未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

平成30年6月30日まで	: 0.16
平成30年7月1日以降平成31年6月30日まで	: 0.18
平成31年7月1日以降平成32年6月30日まで	: 0.20
平成32年7月1日以降	: 0.22

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

(a) 普通株式対価取得請求権

C種種類株主は、いつでも、当社に対して、下記(b)に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引き換えに、その有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引き換えに、請求対象普通株式を、当該C種種類株主に対して交付するものとする。

(b) C種種類株式の取得と引き換えに交付する普通株式の数

C種種類株式の取得と引き換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るC種種類株式1株につき、払込金額相当額にC種累積未払配当金額及びC種日割未払配当金額を加算した額を、下記(c)ないし(f)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(b)における「C種累積未払配当金額」及び「C種日割未払配当金額」の定義の適用については、当該定義中「累積額がC種種類株主等に対して配当される日」、「累積配当日」、「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」とあるのは、それぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、当該定義を適用する。また、普通株式対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引き換えに交付する普通株式の合計数に1株未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(c) 当初取得価額

174.8円

(d) 取得価額の修正

取得価額は、平成28年12月27日以降に初めて普通株式対価取得請求の効力が生じた日及びそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日（以下に定義する。）でない場合には翌取引日とする。以下、「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（売買

高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）が発表されない日を除く20取引日とする。以下、本(d)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に下記(e)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(e)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の90%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、係る修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）修正後取得価額は取得価額修正日より適用される。ただし、修正後取得価額が139.8円（ただし、下記(f)の調整を受ける。以下、「C種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はC種下限取得価額とし、また、修正後取得価額が209.8円（ただし、下記(f)の調整を受ける。以下、「C種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はC種上限取得価額とする。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

(e) 取得価額の調整

- (i) 平成28年6月27日以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、以下の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引き換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(e)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、以下の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、以下の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{（発行済普通株式} \\ \text{数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たり払} \\ \text{込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{（発行済普通株式数} \\ \text{} - \text{当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{} + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、係る株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分され

る株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、係る新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、係る新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記①ないし③のいずれかに該当する場合には、当社はC種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iv) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (v) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(v)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) C種下限取得価額及びC種上限取得価額の調整
上記(e)の規定により取得価額の調整を行う場合には、C種下限取得価額及びC種上限取得価額についても、「取得価額」を「C種下限取得価額」又は「C種上限取得価額」に読み替えたうえで上記(e)の規定を準用して同様の調整を行う。
- (7) 譲渡制限
C種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
- (8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- (9) 議決権を有しないこととしている理由
資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためです。

- (10) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
- (a) 株式の併合又は分割
当社は、C種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。
- (b) 募集株式の割当て等
当社は、C種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。
- (11) 優先順位
- (a) 剰余金の配当の優先順位
A種優先配当金、A種累積未払配当金額、B種優先配当金、B種累積未払配当金額、C種優先配当金、C種累積未払配当金額及び普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金額、B種累積未払配当金額及びC種累積未払配当金額が第1順位、A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金が第2順位、普通株式に係る剰余金の配当が第3順位とする。
- (b) 残余財産の分配の優先順位
A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (c) ある順位の配当又は分配が総額に満たない場合の処理
当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。
- (12) 除斥期間
配当金の除斥期間に関する当社定款第46条の規定は、C種優先配当金の支払いについてこれを準用する。

(2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年9月10日 (注) 1	65,000	340,671	20,627	50,602	20,627	54,814
平成21年9月28日 (注) 2	9,000	349,671	2,856	53,458	2,856	57,670

- (注) 1 公募増資（一般募集） 発行価格662円 発行価額634.68円 資本組入額317.34円
- 2 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）
発行価格634.68円 資本組入額317.34円 割当先 野村證券㈱
- 3 平成28年6月開催の第152回定時株主総会において、(i)資本金の434億円、資本準備金の576億円及び利益準備金の41億円の減少、及び(ii)資本金の434億円及び資本準備金の576億円の減少により発生したその他資本剰余金の一部である819億円及び別途積立金の115億円による繰越利益剰余金の欠損補填に係る各議案が決議され、それぞれ振り替えております。また、平成28年6月27日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が20,000株（発行価格1株につき1,000,000円、発行価格の総額200億円、資本金繰入額1株につき500,000円）、資本金が100億円、資本準備金が100億円それぞれ増加しており、資本金の額及び資本準備金の額の全額につきましても、その他資本剰余金へ振り替えております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1,000株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	46	44	460	196	7	25,017	25,770	－
所有株式数 （単元）	－	117,669	6,770	50,770	46,173	74	126,757	348,213	1,458,876
所有株式数の 割合（％）	－	33.79	1.94	14.58	13.26	0.02	36.40	100.00	－

（注）1 自己株式1,832,788株は、「個人その他」に1,832単元、「単元未満株式の状況」に788株含まれております。なお、平成28年3月31日現在の自己株式の実保有残高は1,832,788株です。

2 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が、1単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	19,916	5.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,804	3.66
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号日本生命証券管理部内	10,874	3.11
株式会社山口銀行 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号 （東京都港区浜松町二丁目11番3号）	8,246	2.36
明治安田生命保険相互会社 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 （東京都中央区晴海一丁目8番12号）	7,442	2.13
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	7,095	2.03
双日株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号	6,484	1.85
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM （東京都千代田区丸の内二丁目7番1号決済事業部）	6,068	1.74
住友金属鉱山株式会社	東京都港区新橋五丁目11番3号	5,904	1.69
三菱UFJ信託銀行株式会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 （東京都港区浜松町二丁目11番3号）	5,852	1.67
計	—	90,687	25.94

（注）1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 19,916千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 12,804千株

- 2 平成27年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社が平成27年6月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	12,428	3.55
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	552	0.16
日興アセットマネジメント株式 会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	4,548	1.30

- 3 平成28年2月26日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が平成28年2月19日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	7,095	2.03
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	18,947	5.42
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	2,973	0.85
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,256	0.65

- 4 平成28年3月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者である野村ホールディングス株式会社、NOMURA INTERNATIONAL PLC、NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.、野村アセットマネジメント株式会社が平成28年2月29日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	403	0.12
野村ホールディングス株式 会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1	0.00
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	3,475	0.99
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	Worldwide Plaza 309 West 49th Street New York, New York 10019- 7316	92	0.03
野村アセットマネジメント株式 会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	14,101	4.03

- 5 平成28年4月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、モルガン・スタンレーMUF証券株式会社及びその共同保有者であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ビーエルシー (Morgan Stanley & Co. International plc)、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー (Morgan Stanley & Co. LLC)、エムエス・エクイティ・ファイナンス・サービスズ (ルクセンブルク) エス・エー (MS Equity Financing Services (Luxembourg) S.A.) が平成28年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウス タワー	856	0.24
Morgan Stanley & Co. International plc	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, United Kingdom	12,392	3.54
Morgan Stanley & Co. LLC	c/o The Corporation Trust Company (DE) Corporation Trust Center, 1209 Orange Street Wilmington, DE 19801 United States	949	0.27
MS Equity Financing Services (Luxembourg) S. A.	6B, route de Treves, L-2633 Senningerberg, Luxembourg	5,000	1.43

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,842,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 346,371,000	346,371	同上
単元未満株式	普通株式 1,458,876	—	1 単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	349,671,876	—	—
総株主の議決権	—	346,371	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株 (議決権の数1個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
株式会社トクヤマ	山口県周南市御影町 1 番 1 号	1,832,000	—	1,832,000	0.52
フォーリーブス株式会社	大阪府箕面市石丸三丁目 16 番 4 号	10,000	—	10,000	0.00
計	—	1,842,000	—	1,842,000	0.52

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	28,880	6,824,796
当期間における取得自己株式	856	219,628

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増し請求)	1,906	449,541	417	74,643
保有自己株式数	1,832,788	—	1,833,227	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当期の配当につきましては、平成28年1月29日公表の「特別損失の計上、業績予想の修正、及び役員報酬の返上に関するお知らせ」にも記載いたしましたが、親会社株主に帰属する当期純損失計上による純資産の毀損に鑑み、事業リスクを考慮した健全な財務体質への回復を優先すべきと判断し、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。なお、次期の配当につきましても同様の理由から中間、期末とも無配とさせていただく予定です。

当社といたしましては、財務体質の早期回復、安定的な収益力の構築を図り、早期に株主の皆様へ復配できるよう努めてまいります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第148期	第149期	第150期	第151期	第152期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	450	269	469	371	303
最低(円)	229	130	225	233	130

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年1月	平成28年2月	平成28年3月
最高(円)	260	282	276	264	184	179
最低(円)	191	243	254	213	130	153

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

5 【役員の状況】

男性14名 女性一名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役		楠 正夫	昭和23年1月3日生	昭和45年4月 当社入社 平成7年12月 化成品営業第1部長 平成9年6月 化成品営業部長 平成12年6月 理事 セメント事業部副事業部長 平成13年6月 取締役 セメント事業部副事業部長 平成14年4月 取締役 セメント部門長 平成15年4月 常務取締役 セメント部門長 平成23年4月 常務取締役 執行役員 セメント部門管掌兼E S Sプロジェクトグループ管掌 平成23年6月 顧問 株式会社エクセルシャノン 代表取締役社長 平成27年4月 当社執行役員 平成27年6月 代表取締役 会長執行役員（現任）	1年	66
代表取締役	各事業部門・経営企画室・監査室・秘書室・総務人事担当	横田 浩	昭和36年10月12日生	昭和60年4月 当社入社 平成20年4月 ファインケミカル営業部長 平成22年1月 機能性粉体営業部長 平成26年4月 執行役員 特殊品部門長 平成27年3月 社長執行役員 平成27年6月 代表取締役 社長執行役員（現任）	1年	30
取締役	研究開発・鹿島工場担当	中原 毅	昭和30年12月4日生	昭和55年4月 当社入社 平成16年4月 主幹 フィガロ技研株式会社出向 同社常務取締役 製造部長兼経営企画室長 平成18年6月 主幹 フィガロ技研株式会社出向 同社代表取締役社長 平成22年4月 当社経営企画グループリーダー 平成23年4月 執行役員 経営企画グループリーダー兼E S Sプロジェクトグループリーダー 平成25年4月 執行役員 経営企画室長 平成26年1月 執行役員 経営企画室長兼広報・I Rグループリーダー 平成26年4月 常務執行役員 経営企画室長 平成26年6月 取締役 常務執行役員 経営企画室管掌 経営企画室長 平成27年4月 取締役 常務執行役員 技術戦略部門・鹿島工場管掌 技術戦略部門長兼技術戦略企画グループリーダー兼研究開発センター所長兼つくば研究所長 平成27年6月 取締役 技術戦略・鹿島工場担当 常務執行役員 技術戦略部門長兼技術戦略企画グループリーダー兼研究開発センター所長兼つくば研究所長 平成27年8月 取締役 研究開発・鹿島工場担当 常務執行役員 研究開発部門長 平成28年4月 取締役 研究開発・鹿島工場担当 常務執行役員 研究開発部門長兼開発センター所長（現任）	1年	18

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	徳山製造所・生産技術担当	安達 秀樹	昭和30年5月24日生	昭和56年4月 当社入社 平成19年4月 セメント製造部長 平成23年4月 徳山製造所副所長兼セメント製造部長 平成24年4月 執行役員 セメント部門副部門長兼セメント製造部長 平成25年4月 執行役員 徳山製造所長 平成27年4月 常務執行役員 徳山製造所長 平成27年6月 取締役 常務執行役員 徳山製造所長 平成28年4月 取締役 徳山製造所・生産技術担当 常務執行役員 徳山製造所長兼生産技術部門長 (現任)	1年	14
取締役	財務・購買物流・CSR推進室担当	浜田 昭博	昭和30年10月31日生	昭和55年4月 当社入社 平成17年4月 財務グループリーダー 平成19年10月 経営サポートセンター主幹 平成22年4月 経営サポートセンター所長 平成23年10月 業財務部門副部門長兼経営サポートセンター所長 平成24年4月 執行役員 業財務部門副部門長兼経営サポートセンター所長 平成26年4月 執行役員 業財務部門長兼経営サポートセンター所長 平成26年12月 執行役員 業財務部門長 平成27年4月 常務執行役員 業財務部門長 平成27年6月 取締役 常務執行役員 業財務部門長 平成28年4月 当社取締役 財務・購買物流・CSR推進室担当 常務執行役員 財務部門長 (現任)	1年	15
取締役		藤原 暁男	昭和19年9月16日生	昭和42年4月 株式会社三和銀行入行 昭和61年4月 同行西宮支店長 平成5年6月 同行取締役秘書室長兼秘書役 平成8年12月 同行常務取締役 東京業務本部副本部長 平成11年6月 同行代表取締役専務取締役 平成14年1月 株式会社ユーフィット顧問 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成16年4月 U F J I S 株式会社代表取締役社長 平成16年10月 日本信販株式会社副社長執行役員 平成17年6月 同社代表取締役会長 平成17年10月 U F J ニコス株式会社代表取締役会長 平成19年4月 三菱U F J ニコス株式会社代表取締役会長 平成20年6月 同社特別顧問 平成20年6月 当社監査役 平成23年6月 当社取締役 (現任)	1年	15
取締役		石橋 武	昭和16年9月29日生	昭和39年4月 三菱商事株式会社入社 平成6年7月 同社参与 平成9年6月 同社取締役 平成13年4月 同社常務取締役 平成13年6月 同社代表取締役常務執行役員 平成16年4月 同社代表取締役副社長執行役員 平成19年6月 同社顧問 平成23年6月 当社監査役 平成25年6月 当社取締役 (現任)	1年	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		水野 俊秀	昭和25年4月19日生	昭和48年4月 株式会社三和銀行入行 平成14年5月 株式会社U F J ホールディング 常務執行役員 平成16年5月 株式会社U F J ホールディング 取締役専務執行役員 U F J 信託銀行株式会社 取締役 株式会社U F J 銀行 取締役専務執行役員 平成17年10月 株式会社三菱U F J ファイナンシャル・グループ 専務取締役 三菱U F J 信託銀行株式会社 取締役 平成21年6月 三菱U F J リサーチ&コンサルティング株式会社 取締役社長 平成25年6月 三信株式会社 取締役社長 (現任) 平成27年6月 当社取締役 (現任)	1 年	2
取締役		赤尾 博	昭和36年6月22日生	昭和59年4月 株式会社三菱銀行入行 平成15年11月 同行欧州本部欧州事務システム室次長 (特命) 平成17年1月 同行米州本部米州審査部第一グループ次長 平成19年5月 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ 米国ガバナンス統括部企画グループ次長 平成21年4月 株式会社三菱東京U F J 銀行 ストラクチャードファイナンス部投資開発室長 平成22年11月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 代表取締役副社長 平成25年5月 同社取締役 (現任) 平成28年6月 当社取締役 (現任)	1 年	—
常勤監査役		芥川 正樹	昭和25年4月2日生	昭和49年4月 当社入社 平成22年4月 監査室 平成22年6月 監査役 平成25年6月 常勤監査役 (現任)	4 年	33
監査役		宮本 陽司	昭和33年1月22日生	昭和55年4月 当社入社 平成17年4月 経理グループリーダー 平成19年10月 経営サポートセンター (徳山) 主幹 平成23年10月 貿易管理グループリーダー 平成25年6月 C S R 推進室主幹 平成25年6月 監査役 (現任)	4 年	6
監査役		堀 龍児	昭和18年9月3日生	昭和41年4月 岩井産業株式会社入社 平成8年6月 日商岩井株式会社取締役 平成12年6月 同社常務取締役 平成14年6月 同社専務執行役員 平成15年4月 早稲田大学法学部教授 平成16年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授 平成17年6月 当社監査役 (現任)	4 年	32
監査役		加藤 慎	昭和36年6月27日生	平成2年4月 弁護士登録 平沼法律事務所 平成7年4月 青山中央法律事務所 平成13年9月 虎ノ門南法律事務所 平成25年6月 当社監査役 (現任) 平成25年12月 加藤法律事務所代表弁護士 (現任)	4 年	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		津田 与員	昭和25年12月27日生	昭和49年4月 日新製鋼株式会社入社 平成18年4月 同社常務執行役員 CFO 平成18年6月 同社取締役 常務執行役員 CFO 平成24年10月 日新製鋼ホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員 CFO 日新製鋼株式会社 取締役 常務執行 役員 CFO 平成26年6月 同社常任顧問 平成27年6月 同社顧問 (現任) 平成27年6月 当社監査役 (現任)	4年	1
計						246

(注) 1 取締役のうち、藤原 暁男、石橋 武、水野 俊秀、赤尾 博は、社外取締役です。

2 監査役のうち、堀 龍児、加藤 慎、津田 与員は、社外監査役です。

3 取締役の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。

4 監査役芥川 正樹の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

5 監査役宮本 陽司の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

6 監査役堀 龍児の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

7 監査役加藤 慎の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

8 監査役津田 与員の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

9 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
岩崎 通也	昭和46年11月10日生	平成11年4月 弁護士登録 加茂法律事務所 平成17年4月 金融庁勤務 (任期付公務員) 平成19年11月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業 平成24年12月 楠・岩崎法律事務所 (現任)	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までとします。

10 当社では平成23年4月1日から、監督機能と執行機能を分離し、業務遂行の迅速化を図るために執行役員制度を導入しております。

6 【コーポレートガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレートガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は監査役設置会社です。

取締役については、取締役会の監督機能を強化するために、平成23年6月、社外取締役を選任し、さらに平成25年2名、平成27年3名、平成28年4名に順次増員しました。

監査役については、監査役5名の内、社外監査役を3名選任しており、経営の透明性・公正性の確保を図ることにより、経営の健全性の維持に努めております。

一方で、監督機能と執行機能を分離するために、平成23年4月より執行役員制度を導入いたしました。

当社の現状の体制は、監査役設置会社として迅速な意思決定機能と十分な監督・監査機能を発揮し、コーポレートガバナンスの向上を図れるものと考えております。

当社の体制を構成する主な機関・組織は、以下のとおりです。

<取締役会>

取締役会は、業務執行に関する重要事項の審議、決議を行うとともに、業務執行を監督しています。平成27年度には取締役会は19回開催されました。

取締役会は、有価証券報告書提出日現在、9名の取締役によって構成されています。平成28年6月24日より、社外取締役を4名選任することで、取締役会の監督機能強化を図っております。なお、取締役の任期は、経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、1年としています。

当社は、業務執行機能と監督機能を分離するために、平成23年4月より執行役員制度を導入しております。有価証券報告書提出日現在、執行役員は14名おります。

取締役会が決定した決裁規則に基づき、業務執行体制に権限委譲しています。

<監査役会>

監査役は、取締役会その他の社内の重要な会議に出席し、業務執行状況の聴取等を行い、取締役の業務執行を監査しております。平成27年度には、監査役会は14回開催され、重要事項についての報告、協議、決議が行われました。監査役会は、有価証券報告書提出日現在、社外監査役3名を含む5名の監査役によって構成されています。

<人材委員会>

人材委員会は、代表取締役及び社外取締役によって構成しています。取締役会に先立ち、取締役及び執行役員の報酬や候補者選定などを協議する組織として設置されています。なお、平成28年より「人材委員会」から「人材委員会」へ名称変更しています。

<経営会議>

経営会議は、執行役員の中から代表取締役社長執行役員（以下、社長という）が指名した者によって構成される業務執行に関する決議機関で、原則として毎月2回開催されます。取締役会が決定した決裁規則に基づき、重要な戦略等について協議し、意思決定を行います。

<戦略会議>

戦略会議は、執行役員の中から社長が指名した者によって構成される社長の諮問機関で、毎月1回開催され、事業執行の方向性について協議するとともに、重要な決裁事項において、執行条件の検討のため経営資源を投入することについて確認し、当該案件について業務執行の方針に関する方向付けを行っています。

<CSR推進会議>

CSRの方針と目標を決定し、その目標を達成する活動を円滑に進めるために、社長を議長とし、国内在勤の全執行役員を委員とするCSR推進会議を設置しています。適切なコーポレートガバナンスと内部統制をCSRの基盤と位置付け、内部統制の重要事項についても本会議で議論しています。

<リスク・コンプライアンス委員会>

CSR推進会議のなかにCSR推進室担当取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。本委員会を中心に、内部統制の中核かつ両輪と位置付けているリスクマネジメントとコンプライアンスの推進を図っています。

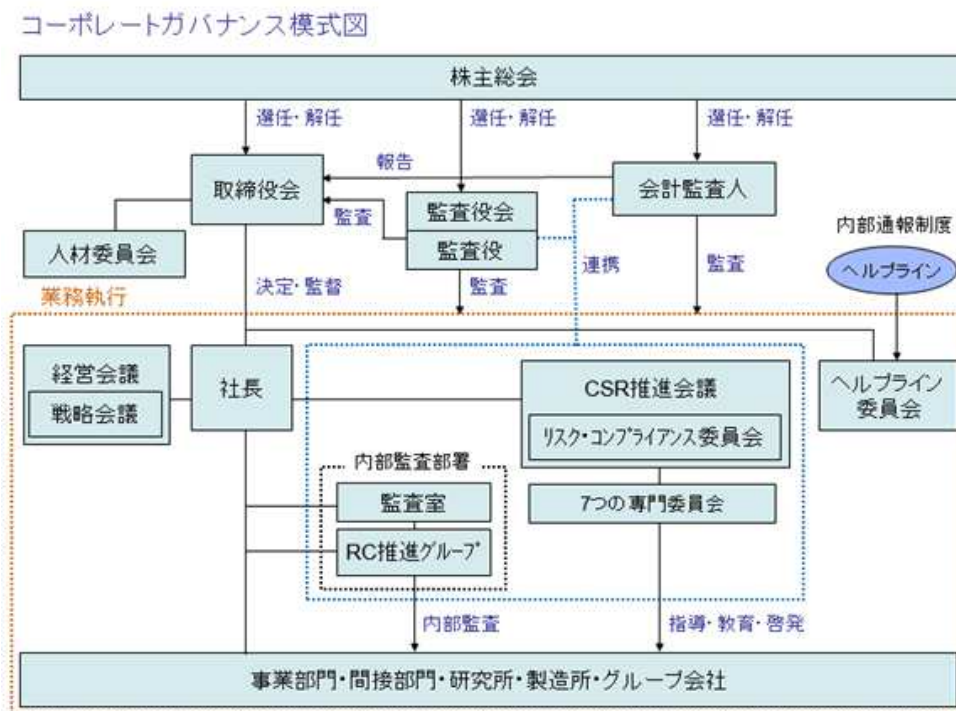
<7つの専門委員会>

リスクマネジメントとコンプライアンスの観点で特に専門性及び重要性の高い分野についてリスク・コンプライアンス委員会から分離した専門委員会（決算委員会、独占禁止法・競争法遵守委員会、貿易管理委員会、情報セキュリティ委員会、環境対策委員会、保安対策委員会、製品安全・品質委員会）をCSR推進会議のもとに設置し、活動を展開しています。

ヘルプライン委員会は、当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為などについての内部通報制度として設置しているヘルプラインに関する役割を担っています。

＜内部監査部署＞

当社は、内部監査部署として監査室及びＲＣ推進グループを設置し、当社の各部署と各グループ会社に対して内部監査を実施しています。



ロ、内部統制システム、リスク管理体制等の整備状況

「内部統制システム整備に関する基本方針」につきましては、平成26年3月26日開催の取締役会において一部改正し、以下の内容で決議し、現在に至っております。当社は、基本方針に則り適正に内部統制システムを整備・運用しております。

「内部統制システム整備に関する基本方針」

(1) 内部統制システム整備のための体制

- ①当社は、取締役社長執行役員を議長とするＣＳＲ推進会議を設置する。本会議にて年次の内部統制推進活動を総括し、次年度の方針・計画を決定する。
- ②当社は、ＣＳＲ推進会議の中にリスク・コンプライアンス委員会を設置する。本委員会にて全社的にリスクマネジメントとコンプライアンスを推進する。
- ③当社は、ＣＳＲ推進会議の傘下に内部統制に係る専門委員会を設置する。各専門委員会は、個別の重要テーマに取り組む。
- ④当社は、上記会議体などを通じて、内部統制の有効性と効率性を評価し、継続的な改善を図る。
- 整備状況：「イ．企業統治の体制の概要」にて記載したとおり整備しています。

(2) 取締役の職務執行の適法性と効率性を確保する体制

- ①取締役は、関係法令、定款、取締役会規則をはじめとする社内規則及び取締役会決議に基づき委嘱された職務分掌に基づいて職務執行を行う。
- ②取締役は、職務執行に関し、取締役会においてしかるべく付議・報告を行い、取締役会は、取締役の職務執行の監督を行う。また、取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を置く。
- ③取締役は、取締役会以外にも、重要な会議への出席などにより、他の取締役の職務執行の適法性と効率性について相互に監視・監督する。
- ④取締役は、会社の組織、役職者の職責及び各組織の業務分掌を定め、決裁規則に基づいた権限委譲により、効率的に職務執行を行う。

整備状況：「イ、企業統治の体制の概要」にて記載したとおりに整備しています。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報を、関係法令及び当社の管理規程の定めに従い、所定の保存年限、所管部署にて保管する。

整備状況：適正に情報の保存及び管理を実施しています。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、リスクマネジメントを推進する。

②当社は、損失の危険の管理に関する規程の所管部署を定め、管理規程を整備する。特に重要な事項については、専門委員会での審議などを通じて管理の徹底を図る。

③当社は、業務遂行上の重要な関係法令等の認識及び改正動向の把握など管理体制を整備し、コンプライアンスリスクの低減を図る。

④当社は、危機が顕在化した場合、顕在化した危機の重大性に応じて危機対策本部の設置などにより適切に対応し、速やかに復旧、事後処理を行う。

整備状況：コンプライアンスリスクを低減するための規程や危機顕在化時対応の規程を整備している他、事業継続マネジメントへも継続的に取り組んでいます。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンスに係る理念徹底や教育などを推進する。

②当社は、コンプライアンス違反やその可能性があると思われる事項について、不利益な処遇を受けることなく匿名でも安心して通報・相談できる内部通報制度の窓口（ヘルプライン）を設置し、通報・相談内容に応じて、適切な処置・対策を実施する。

③当社は、業務執行部署での責任者によるモニタリングや自己点検の他、業務執行から独立した監査室等により内部監査を実施する。

④当社は、コンプライアンス違反事項を発見した場合、その重要性に応じて組織内外に報告するとともに、直ちに是正し、水平展開など再発防止を図る。

整備状況：社内外のコンプライアンスに関する過去事例を取り纏め、グループウェアを利用し当社グループ内での情報共有化を図っています。また、集合教育・eラーニングなどによりコンプライアンス教育を継続的に実施しています。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は、グループ経営の観点からグループ会社に対する当社内の管理体制を定め、グループ会社の運営管理を行う。

②当社は、グループ各社が健全な発展を遂げるよう自己責任の原則を尊重しつつ、業務の適正確保に必要な指導、教育及び啓蒙を行う。

③当社は、必要に応じて当社の役職員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣する。

④当社は、内部通報制度及び内部監査について、グループ会社もその対象に含める。

整備状況：当社は、グループ各社と運営管理基本協定書を締結し、重要事項について、当社への報告・承認を求めています。また、CSR管理協定書を締結し、当社からグループ会社に対し、必要な指導・啓蒙等を実施するとともに、グループ会社からの個別の相談にも対応しています。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、監査役より要望があった場合は、監査役の業務を補助すべき使用人を任命する。なお、監査役の業務を補助すべき使用人の人事考課、採用、異動、懲戒については、監査役の同意を得る。

②当社は、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、及びコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査役へ報告を行う。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

③当社は、監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

④当社は、その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

整備状況：監査役に対して、取締役会以外にも経営会議・CSR推進会議などを通じて重要事項を報告しています。

(8) 財務報告の信頼性確保のための体制

- ①当社は、業務プロセスに係る内部統制（含、ITに係る業務処理統制）及びITに係る全般統制を整備・運用し、その評価・改善を通じて会計データの信頼性を確保する。
- ②当社は、経理・財務等業務の標準化・効率化・品質向上を図るとともに、財務報告に係る内部統制を整備・運用することで、財務報告の信頼性を確保する。
- ③当社は、決算委員会を設置し、委員会での審議を通じて決算開示内容の信頼性を万全なものとする。
整備状況：財務報告の信頼性を確保するために金融商品取引法に基づき義務付けられている内部統制報告制度においても、監査法人より継続的に適正意見を受領しています。

(9) 反社会的勢力との関係遮断についての体制

- ①当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、経営トップ以下、組織全体として対応する。また、不当要求に対応する役職員の安全を確保する。
- ②当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ③当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ④当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ⑤当社は、反社会的勢力に対する裏取引及び資金提供を禁止し、絶対に行わない。
整備状況：基本方針に基づいた社内規程を定め、不当要求防止責任者の選任、社内研修、外部専門機関との連携、新規取引先が反社会的勢力でないことの属性確認、暴力団排除条項の契約書への導入などを実施しています。

ハ、責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

② 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は相互の連携強化の為に、会合を定期的に行っております。平成27年度は、合計10回行いました。監査役は会計監査人から監査計画、監査方針、監査実施状況及び監査講評等の報告を受け、意見交換等を行っております。また、会計監査人と経営トップとの定期的なディスカッションにも同席し意見交換等を行っております。

当社は、内部監査部署として「監査室」及び「RC推進グループ」を設置しております。

監査役は、監査室との会合を定期的に行い、監査方針、監査計画等の聴取及び意見交換等を行っております。平成27年度は合計6回会合が開催されました。また、監査室及びRC推進グループの監査結果について、監査報告書により報告を受けております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名です。

イ、会社と社外取締役及び社外監査役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役 藤原 暁男は、独立役員に選任しています。平成14年まで当社の取引先の一つである株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）の業務執行者でした。当該取引先は当社のいわゆるメインバンクですが、退任後すでに14年が経過していますので、独立役員の独立性に問題はないものと考えます。

社外取締役 石橋 武は、独立役員に選任しています。平成19年まで当社の取引先の一つである三菱商事株式会社の業務執行者でした。当該取引先との取引金額（売上高と仕入高の合計）は当社の全取引金額の5%未満です。で、「主要な取引先」に該当いたしません。また、退任後9年が経過しています。

社外取締役 水野 俊秀は、独立役員に選任しています。平成21年まで当社の取引先の一つである株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの業務執行者でした。当該取引先は当社のいわゆるメインバンクの持株会社ですが、退任後すでに7年が経過していますので、独立役員の独立性に問題はないものと考えます。

社外取締役 赤尾 博は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の取締役を兼任しており、同社を無限責任組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第1号投資事業有限責任組合は、当社との間でA種種類株式の引受契約を締結し、20,000株を引受けています。

社外監査役 堀 龍児は、独立役員に選任しています。平成15年まで当社の取引先の一つである日商岩井株式会社（現 双日株式会社）の業務執行者でした。当該取引先との取引金額（売上高と仕入高の合計）は当社の全取引金額の5%未満ですので、「主要な取引先」に該当いたしません。また、退任後13年が経過しています。その間は大学で教鞭をとっていました。

社外監査役 加藤 慎は、独立役員に選任しています。加藤法律事務所に所属する弁護士であり、平成22年から3年間、補欠監査役に選任していました。補欠監査役在任中、月額10万円を支払っていました。これは当社及び当業界の状況について勉強する時間を確保してもらうための補欠監査役としての対価です。業務上の取引はありません。

社外監査役 津田 与員は、独立役員に選任しています。平成26年まで当社の取引先の一つである日新製鋼株式会社の業務執行者でした。当該取引先との取引金額（売上高と仕入高の合計）は当社の全取引金額の1%未満ですので、「主要な取引先」に該当いたしません。また、退任後2年が経過しています。

なお、当社株式を、藤原 暁男は15,000株、石橋 武は11,000株、水野 俊秀は2,000株、堀 龍児は32,000株、加藤 慎は3,000株、津田 与員は1,000株保有しておりますが、それ以外に特別な利害関係はありません。

ロ. 社外取締役又は社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、経営を監督する機能があり、企業価値毀損の防止のためにリスクマネジメントを行っております。一方で、経営に助言する機能もあり、取締役会の職務全般に参画して、事業を理解し、経営を支援し、会社の発展という経営の職責を全うさせる役割を担っております。

また、社外監査役は取締役会その他社内の重要な会議に頻繁に出席し、社外での豊富な業務経験、さらには専門知識をもとに取締役会の監督機能に対して、社外的、中立的な立場で助言、意見を述べております。

ハ. 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社の「社外役員の独立性判断基準」は下記のとおりです。

下記の条件に合致している者は、当社の業務執行者（※1）から独立した役員と判断する。

- A) 現在または過去において、当社または当社の関係会社の業務執行者ではないこと。
- B) 現在、当社の取引先（※2）の業務執行者ではないこと。
- C) 過去に当社の「主要な取引先」の業務執行者であった場合は、退任後5年以上経過していること。ただし、「主要な取引先」とは、下記のいずれかに該当する取引先を指す。
 - (1) 当社の借入金総額の10%以上を融資する金融機関
 - (2) 当社の取引総額（売上高と仕入高の合計）の5%以上を占有する者
 - (3) 当社との取引額（売上高と仕入高の合計）が当該取引先の取引総額の5%以上を占有する者
 - (4) 当社の法定監査を担当する監査法人
 - (5) 当社の法律顧問を担当する法律事務所
 - (6) 役員報酬以外の名目で当社より高額な報酬支払いを受けている者
- D) 「主要な取引先」には該当しない取引先の業務執行者であった場合は、退任後1年以上経過していること。
- E) 上記A～Cで除外される者の二親等以内の親族に該当する者でないこと。

※1 東京証券取引所独立役員判断基準による。

※2 融資取引、売買取引、業務委託取引等における取引先のことをいう。

ニ. 社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する考え方

藤原 暁男は、金融業界での経営者としての豊富な経験と財務・会計に関する卓越した見識から、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任しています。

石橋 武は、企業人としての豊富な経験と会社経営に関する卓越した見識から、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任しています。

水野 俊秀は、金融業界での経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する卓越した見識から、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任しています。

赤尾 博は、豊富な経歴及び経験と見識を備え、他社においても社外取締役として業務執行に対する監督の役割を果たした経験もあることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任しています。

堀 龍児は、企業人としての経歴及び学者として企業法務に関する卓越した知識・知見から、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しています。

加藤 慎は、弁護士として豊富な専門知識と卓越した知見から、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しています。

津田 与員は、企業人としての豊富な経験と会社経営に関する卓越した見識から、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しています。

ホ、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

取締役会の議案については、社外取締役及び社外監査役に対して経営企画室がその内容を説明し、必要に応じて質疑応答を行っています。

取締役及び執行役員は、社外取締役及び社外監査役から、経営上の課題・業界動向・事業戦略・内部統制の構築運営状況等について問い合わせがあった場合は、個別に面談し、これに回答を行います。

会社法に基づく計算書類等の監査に際しては、社内監査役が経理等の担当部門から詳細な説明を受け、その概要を社外監査役に説明しています。

内部監査については、社内監査役が内部監査部門から詳細な説明を受け、その概要を社外監査役に説明しています。

会計監査人の監査計画及び四半期決算・期末決算に関わるレビュー、監査結果については、社内監査役が会計監査人からその説明を受け、社内監査役からその概要を社外監査役に説明しています。さらに、社外監査役は、監査役会において会計監査人から直接説明を受けています。

内部統制の整備と運用状況については、CSR推進室が取締役会において社外取締役及び社外監査役に報告しています。

④ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を遂行した公認会計士は、小田 正幸（継続監査年数5年）及び古林 照己（継続監査年数4年）であり、山口監査法人に所属しております。

また、会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士9名です。

⑤ 役員報酬等

イ、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	138	122	－	5	10	10
監査役 (社外監査役を除く)	40	40	－	－	－	2
社外役員	59	59	－	－	－	6

ロ、使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額（百万円）	対象となる役員の員数（人）	内容
29	4	使用人としての給与です。

ハ、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、役員報酬規定に基づいており、その内容は次のとおりです。

1. 取締役及び監査役の報酬等については、株主総会で決議を得た報酬額の範囲内においてこれを決定する。
2. 事前に社長執行役員からの提案を得て、人材委員会で審議するものとする。
3. 個別の役員報酬等の額は、役位別に定めた取締役報酬額に従い、取締役会の決議をもってこれを決定する。
4. 監査役の具体的な報酬額は、監査役の協議により決定する。

⑥ 取締役の選任要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は、20名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

イ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することができることを目的とするものです。

ロ. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得ることができるようにすることを目的としたものです。

ハ. 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、監査役が職務遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得ることができるようにすることを目的としたものです。

ニ. 中間配当金

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としたものです。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、今後、株主構成が大きく変化した場合においても安定的かつ的確に会社意思の決定が行えるようにすることを目的としたものです。

⑩ 種類株式に関する事項

イ. 単元株式数

普通株式の単元株式数は1,000株ですが、A種種類株式には議決権がないため、単元株式数は1株としています。

ロ. 議決権の有無及び内容の差異並びにその理由

普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式ですが、A種種類株主は、株主総会において議決権を有しません。これは、A種種類株式が株主総会において議決権を行使することを目的とする株式ではないことから議決権がない内容としたものです。

⑪ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

95銘柄 10,667百万円

ロ、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)山口フィナンシャルグループ	5,165,666	7,144	取引関係強化のため
関西ペイント(株)	1,074,108	2,345	取引関係強化のため
住友金属鉱山(株)	1,173,000	2,062	取引関係強化のため
信越化学工業(株)	252,500	1,982	取引関係強化のため
(株)広島銀行	2,121,802	1,374	取引関係強化のため
東ソー(株)	1,742,000	1,055	取引関係強化のため
DOWAホールディングス(株)	787,500	809	取引関係強化のため
ダイキン工業(株)	100,000	804	取引関係強化のため
東リ(株)	2,780,278	767	取引関係強化のため
出光興産(株)	285,600	597	取引関係強化のため
(株)ダイセル	412,912	591	取引関係強化のため
日鉄鉱業(株)	1,282,600	570	取引関係強化のため
セントラル硝子(株)	925,000	524	取引関係強化のため
三井化学(株)	979,000	377	取引関係強化のため
中国電力(株)	219,957	344	取引関係強化のため
(株)ノザワ	525,000	292	取引関係強化のため
日本山村硝子(株)	1,088,838	187	取引関係強化のため
東洋証券(株)	420,306	156	取引関係強化のため
双日(株)	774,136	155	取引関係強化のため
三井倉庫(株)	384,996	155	取引関係強化のため
大王製紙(株)	148,785	153	取引関係強化のため
帝人(株)	299,050	122	取引関係強化のため
日本ゼオン(株)	100,000	111	取引関係強化のため
タキロン(株)	183,000	95	取引関係強化のため
日本化学工業(株)	325,000	89	取引関係強化のため
日本電子(株)	132,000	83	取引関係強化のため
東洋埠頭(株)	307,046	62	取引関係強化のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	2,500,000	1,238	議決権行使の指図
野村ホールディングス(株)	815,000	575	議決権行使の指図
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	647,280	481	議決権行使の指図

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)山口フィナンシャルグループ	5,165,666	5,284	安定的且つ機動的な資金調達を行うため
住友金属鉱山(株)	1,173,000	1,310	当社の顧客との良好な関係の維持強化のため
東リ(株)	2,780,278	797	当社グループの顧客との円滑な取引関係の維持強化のため
セントラル硝子(株)	925,000	565	当社の業務提携パートナーとの良好な関係の維持強化のため
(株)ノザワ	525,000	234	当社の顧客との良好な関係の維持強化のため
日本山村硝子(株)	1,088,838	180	当社の顧客との良好な関係の維持強化のため
大王製紙(株)	148,785	141	当社の顧客との良好な関係の維持強化のため
タキロン(株)	183,000	102	当社グループの顧客との円滑な取引関係の維持強化のため
日本電子(株)	132,000	75	当社グループの業務提携パートナーとの良好な関係の維持強化のため
ダイワボウホールディングス(株)	304,580	63	当社の顧客との良好な関係の維持強化のため
新コスモス電機(株)	28,000	39	当社グループの業務提携パートナーとの良好な関係の維持強化のため
大倉工業(株)	110,000	32	当社グループの顧客との円滑な取引関係の維持強化のため
旭有機材工業(株)	113,715	23	当社の顧客との良好な関係の維持強化のため
(株)土屋ホールディングス	126,446	20	当社グループの顧客との円滑な取引関係の維持強化のため
戸田工業(株)	48,000	15	当社の顧客との良好な関係の維持強化のため
神島化学工業(株)	22,000	11	当社の顧客との良好な関係の維持強化のため
大伸化学(株)	10,000	11	当社の顧客との良好な関係の維持強化のため
カメイ(株)	6,050	6	当社の顧客との良好な関係の維持強化のため
ミヨシ油脂(株)	30,000	3	当社の顧客との良好な関係の維持強化のため
マナック(株)	5,750	2	当社の顧客との良好な関係の維持強化のため
ミサワホーム(株)	3,000	2	当社グループの顧客との円滑な取引関係の維持強化のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	2,500,000	824	議決権行使の指図
野村ホールディングス(株)	815,000	390	議決権行使の指図
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	647,280	336	議決権行使の指図

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	31	—	31	—
連結子会社	11	—	9	—
計	42	—	40	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、山口監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、当社及びグループ会社において適正な連結財務諸表を作成する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへの参加等により必要な情報を収集しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 61,364	※2 121,508
受取手形及び売掛金	※2 69,371	※2 68,569
リース債権	30	6
有価証券	55,053	—
商品及び製品	15,456	14,012
仕掛品	11,606	10,882
原材料及び貯蔵品	18,026	15,933
繰延税金資産	4,772	4,256
その他	8,396	8,788
貸倒引当金	△103	△192
流動資産合計	243,975	243,766
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※2, ※3 137,347	※2, ※3 101,982
減価償却累計額	△74,090	△74,022
建物及び構築物（純額）	63,257	27,959
機械装置及び運搬具	※2, ※3 546,388	※2, ※3 461,619
減価償却累計額	△401,461	△410,707
機械装置及び運搬具（純額）	144,927	50,912
工具、器具及び備品	※3 23,261	※3 22,661
減価償却累計額	△20,974	△20,890
工具、器具及び備品（純額）	2,286	1,771
土地	※2 33,149	※2 31,327
リース資産	2,135	2,237
減価償却累計額	△936	△1,041
リース資産（純額）	1,199	1,196
建設仮勘定	8,511	6,597
有形固定資産合計	253,331	119,764
無形固定資産		
のれん	5,097	3,738
リース資産	44	41
その他	4,641	※3 2,613
無形固定資産合計	9,784	6,393
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※2 31,062	※1, ※2 15,765
長期貸付金	3,248	3,094
繰延税金資産	669	610
退職給付に係る資産	8,765	8,057
その他	※1 4,015	※1 4,190
投資損失引当金	△22	△22
貸倒引当金	△303	△278
投資その他の資産合計	47,436	31,417
固定資産合計	310,552	157,575
資産合計	554,527	401,342

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 40,567	※2 35,388
短期借入金	※2 12,212	※2 9,382
コマーシャル・ペーパー	3,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※2 25,110	※2 17,036
1年内償還予定の社債	5,000	10,000
リース債務	340	356
未払法人税等	1,318	11,888
繰延税金負債	—	2
賞与引当金	1,911	1,830
修繕引当金	1,284	1,480
製品保証引当金	132	85
損害賠償損失引当金	50	—
購入契約損失引当金	3,183	2,656
その他	23,186	※2 23,093
流動負債合計	117,298	113,200
固定負債		
社債	45,000	34,400
長期借入金	※2 191,552	※2 172,877
リース債務	981	931
繰延税金負債	6,409	457
役員退職慰労引当金	226	231
修繕引当金	3,458	3,691
製品補償損失引当金	574	384
環境対策引当金	91	85
購入契約損失引当金	6,250	2,716
退職給付に係る負債	1,162	1,354
資産除去債務	5	6
その他	12,071	10,799
固定負債合計	267,783	227,935
負債合計	385,082	341,136
純資産の部		
株主資本		
資本金	53,458	53,458
資本剰余金	57,670	57,532
利益剰余金	39,286	△61,281
自己株式	△1,434	△1,439
株主資本合計	148,981	48,270
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,829	△1,020
繰延ヘッジ損益	330	△526
為替換算調整勘定	4,196	2,362
退職給付に係る調整累計額	3,239	2,386
その他の包括利益累計額合計	13,596	3,202
非支配株主持分	6,868	8,732
純資産合計	169,445	60,205
負債純資産合計	554,527	401,342

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	302,085	307,115
売上原価	※1, ※4 218,917	※1, ※4 220,638
売上総利益	83,167	86,476
販売費及び一般管理費		
販売費	※2 36,566	※2 38,099
一般管理費	※3, ※4 27,070	※3, ※4 25,305
販売費及び一般管理費合計	63,636	63,405
営業利益	19,530	23,071
営業外収益		
受取利息	110	121
受取配当金	629	443
持分法による投資利益	684	668
為替差益	—	542
その他	1,465	1,576
営業外収益合計	2,889	3,353
営業外費用		
支払利息	4,756	4,668
休止部門費	825	1,134
その他	3,917	2,896
営業外費用合計	9,499	8,699
経常利益	12,920	17,725
特別利益		
固定資産売却益	※5 73	※5 14,144
負ののれん発生益	5	—
投資有価証券売却益	10,442	6,190
関係会社株式売却益	20	—
国庫補助金	24	50
その他	—	1,092
特別利益合計	10,566	21,477
特別損失		
固定資産売却損	※6 8	※6 130
減損損失	※7 76,010	※7 124,706
災害による損失	383	5
固定資産圧縮損	27	108
固定資産処分損	420	486
関係会社株式売却損	8	—
購入契約損失引当金繰入額	9,433	—
購入契約損失	1,489	—
その他	692	264
特別損失合計	88,473	125,702
税金等調整前当期純損失(△)	△64,986	△86,500
法人税、住民税及び事業税	3,747	14,408
法人税等調整額	△3,405	△1,387
法人税等合計	341	13,020
当期純損失(△)	△65,327	△99,520
非支配株主に帰属する当期純利益	21	1,043
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△65,349	△100,563

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純損失(△)	△65,327	△99,520
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,535	△6,851
繰延ヘッジ損益	△419	△901
為替換算調整勘定	1,299	△1,758
退職給付に係る調整額	2,257	△861
持分法適用会社に対する持分相当額	189	△150
その他の包括利益合計	※1 791	※1 △10,522
包括利益	△64,536	△110,043
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△64,564	△110,957
非支配株主に係る包括利益	28	913

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	53,458	57,670	107,155	△1,428	216,856
会計方針の変更による累積的影響額			△1,842		△1,842
会計方針の変更を反映した当期首残高	53,458	57,670	105,313	△1,428	215,013
当期変動額					
剰余金の配当			△1,043		△1,043
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△65,349		△65,349
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分			△1	2	0
連結子会社の決算期変更に伴う増減			356		356
連結範囲の変動			10		10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△66,026	△5	△66,032
当期末残高	53,458	57,670	39,286	△1,434	148,981

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,369	749	2,710	982	12,811	6,785	236,453
会計方針の変更による累積的影響額							△1,842
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,369	749	2,710	982	12,811	6,785	234,610
当期変動額							
剰余金の配当							△1,043
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△65,349
自己株式の取得							△7
自己株式の処分							0
連結子会社の決算期変更に伴う増減							356
連結範囲の変動							10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,539	△419	1,486	2,257	784	82	867
当期変動額合計	△2,539	△419	1,486	2,257	784	82	△65,165
当期末残高	5,829	330	4,196	3,239	13,596	6,868	169,445

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	53,458	57,670	39,286	△1,434	148,981
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△100,563		△100,563
自己株式の取得		△0		△6	△6
自己株式の処分			△1	1	0
連結範囲の変動			△2		△2
連結子会社の増資による持分の増減		△118			△118
連結子会社株式の取得による持分の増減		△19			△19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△137	△100,567	△5	△100,710
当期末残高	53,458	57,532	△61,281	△1,439	48,270

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,829	330	4,196	3,239	13,596	6,868	169,445
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△100,563
自己株式の取得							△6
自己株式の処分							0
連結範囲の変動							△2
連結子会社の増資による持分の増減							△118
連結子会社株式の取得による持分の増減							△19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,849	△856	△1,833	△852	△10,393	1,863	△8,529
当期変動額合計	△6,849	△856	△1,833	△852	△10,393	1,863	△109,239
当期末残高	△1,020	△526	2,362	2,386	3,202	8,732	60,205

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△64,986	△86,500
減価償却費	18,845	20,084
製品補償損失引当金の増減額 (△は減少)	△268	△189
購入契約損失引当金の増減額 (△は減少)	9,433	△4,059
その他の引当金の増減額 (△は減少)	450	322
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	79	93
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	442	△431
受取利息及び受取配当金	△739	△565
為替差損益 (△は益)	1,070	△176
負ののれん発生益	△5	—
有形固定資産売却損益 (△は益)	△64	△14,013
投資有価証券売却損益 (△は益)	△10,442	△6,190
関係会社株式売却損益 (△は益)	△12	—
持分法による投資損益 (△は益)	△684	△668
補助金収入	△24	△50
支払利息	4,756	4,668
固定資産圧縮損	27	108
減損損失	76,010	124,706
固定資産処分損益 (△は益)	420	486
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,520	301
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,136	4,402
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	681	△355
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,443	△4,750
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	808	△130
その他	2,689	607
小計	38,546	37,701
利息及び配当金の受取額	1,189	1,178
利息の支払額	△4,732	△4,725
法人税等の支払額	△4,232	△4,055
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,772	30,098
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△34	△84
定期預金の払戻による収入	429	34
有形固定資産の取得による支出	△32,470	△14,334
有形固定資産の売却による収入	109	17,841
投資有価証券の取得による支出	△7,967	△12
投資有価証券の売却による収入	16,746	10,932
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△633	—
連結子会社株式の追加取得による支出	△23	—
長期貸付けによる支出	△20	△40
長期貸付金の回収による収入	244	239
補助金の受取額	2,659	50
事業譲受による支出	△3,750	△37
その他	△810	△1,187
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,519	13,400

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	△5	△2,648
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	△1,000	△3,000
長期借入れによる収入	84,311	4,631
長期借入金の返済による支出	△41,286	△31,175
社債の償還による支出	—	△5,600
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△25
配当金の支払額	△1,043	△1
非支配株主への配当金の支払額	△437	△386
自己株式の増減額 (△は増加)	△75	△6
その他	40	523
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,502	△37,689
現金及び現金同等物に係る換算差額	392	△792
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	46,147	5,016
現金及び現金同等物の期首残高	69,973	116,122
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10	27
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△8	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 116,122	※1 121,166

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 55社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

前連結会計年度まで非連結子会社であった費加羅傳感科技(上海)有限公司は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、当社は新たに㈱トクヤマMETELを設立したため、当該子会社を連結の範囲に含めております。

前連結会計年度まで連結子会社であった山通徳山生コン㈱は、西部徳山生コンクリート㈱との合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社数 10社

主要な持分法適用関連会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(2) 持分法を適用していない関連会社(大分鉱業㈱他)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱エイアンドティーの決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社のうち、徳山化工(浙江)有限公司、他6社の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日である3月31日に本決算に準じた仮決算を行い連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法(特例処理を採用している金利スワップを除く)を採用しております。

ハ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物 …主として定額法を採用しております。

建物以外…主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3～75年

機械装置及び運搬具 2～30年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

鉱業権 …生産高比例法を採用しております。

その他 …主として定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 投資損失引当金

投資先の資産状態等を検討して計上しております。

ハ 賞与引当金

従業員の次回賞与支給に備えるため、当連結会計年度負担分を支給見込額に基づき計上しております。

ニ 修繕引当金

製造設備の定期的修繕に備えるため、個別に修繕費用を算定し計上しております。

ホ 製品保証引当金

臨床検査情報システム及び検体検査自動化システムにおける両製品の無償保証期間中に発生する対応費用（無償保証対応費用）について過去の実績率（売上高に対する費用の支出割合）に基づき、費用見込額を計上しております。

ヘ 購入契約損失引当金

ユーティリティの購入契約に伴い発生する損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

ト 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

チ 製品補償損失引当金

住宅用及びビル用樹脂サッシ（防耐火グレード）の補修に備えるため、取替・改修等に伴う損失見込額を計上しております。

リ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、P C B廃棄物の処分にかかる支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時に費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、以下のとおりです。

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引、外貨建債権及び借入金

ハ ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる当連結会計年度末の資本剰余金ならびに当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微です。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

また、当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高及び1株当たり情報に与える影響は軽微です。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものです。

2. 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度において「受取技術料」の重要性が低下したため、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「営業外収益」の「受取技術料」に表示していた312百万円は、「その他」に組み替えております。

当連結会計年度において「休止部門費」の重要性が増したため、独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に表示していた825百万円は、「休止部門費」に組み替えております。

当連結会計年度において「試作費用」の重要性が低下したため、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「営業外費用」の「試作費用」に表示していた1,577百万円は、「その他」に組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券	4,853百万円	4,503百万円
投資その他の資産その他	111	292

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
現金及び預金	270百万円	662百万円
受取手形及び売掛金	80	59
建物及び構築物	2,225	2,087
機械装置及び運搬具	2,118	1,771
土地	785	785
投資有価証券	3	33
合計	5,483	5,399

(注) 上記のほか、連結上消去されている子会社株式について、前連結会計年度末195百万円、当連結会計年度末195百万円を担保に供しております。

担保付債務は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
支払手形及び買掛金	228百万円	228百万円
短期借入金	401	436
1年内返済予定の長期借入金	787	677
長期借入金	3,995	3,869
その他	3	13
合計	5,416	5,226

※3 圧縮記帳

当連結会計年度において、国庫補助金等の受入れにより、建物及び構築物について69百万円、機械装置及び運搬具について25百万円、工具、器具及び備品について9百万円、ソフトウェアについて4百万円の圧縮記帳を行いました。

また、圧縮記帳対象建物及び構築物を除却した結果、圧縮記帳累計額が35百万円減少しております。

なお、有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
建物及び構築物	1,406百万円	1,439百万円
機械装置及び運搬具	2,713	2,679
工具、器具及び備品	174	183
ソフトウェア	—	4
合計	4,293	4,306

4 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対して債務保証及び保証予約を行っております。

(1) 債務保証

前連結会計年度 (平成27年 3 月31 日)		当連結会計年度 (平成28年 3 月31 日)	
従業員	99百万円	従業員	94百万円
その他 1 社	66	その他 1 社	63
計	165	計	157

(2) 保証予約

前連結会計年度 (平成27年 3 月31 日)		当連結会計年度 (平成28年 3 月31 日)	
山口エコテック(株)	32百万円		－百万円

5 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成28年 3 月31 日)
受取手形裏書譲渡高	331百万円	417百万円

- 6 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 8 行と貸出コミットメント契約を締結しておりますが、平成27年 7 月に契約を満了し、平成28年 3 月31日現在は契約しておりません。

なお、借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成28年 3 月31 日)
貸出コミットメントの総額	15,000百万円	－百万円
借入実行残高	－	－
差引額	15,000	－

7 財務制限条項

当社は、㈱日本政策投資銀行を幹事とする7社の協調融資によるシンジケートローン契約（契約日平成23年12月22日）を締結しており、この契約には連結の財務諸表において次の財務制限条項が付されております。

- (1) 各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」、「非支配株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」（もしあれば）の合計金額を控除した金額を、(i)当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」、「非支配株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」（もしあれば）の合計金額を控除した金額または(ii)平成28年3月期に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」、「非支配株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」（もしあれば）の合計金額を控除した金額のいずれか大きい方の75%以上の金額にそれぞれ維持すること。
- (2) 各年度の決算期の経常利益について2期連続の赤字を回避すること。
- (3) 借入人は、株式会社格付投資情報センターの借入人の発行体格付をBB+以下にしないこと。

当社は、㈱三菱東京UFJ銀行を幹事とする6社の協調融資によるシンジケートローン契約（契約日平成24年7月24日）を締結しており、これらの契約には次の財務制限条項が付されております。

- (1) 借入人は、借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」、「非支配株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」（もしあれば）の合計金額を控除した金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または2016年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」、「非支配株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」（もしあれば）の合計金額を控除した金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。
- (2) 借入人は、借入人の各年度の決算期にかかる借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

当社は、㈱三菱東京UFJ銀行とタームアウト型中期コミットメントライン契約（契約日平成23年9月30日）を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されております。

借入人は、借入人の各年度の決算期及び中間期（以下、「本・中間決算期」という。）の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額から「新株予約権」、「少数株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」（いずれの項目も貸借対照表に記載のある場合に限る。以下同じ。）の合計金額を控除した金額を、当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」、「少数株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」の合計金額を控除した金額の75%の金額以上に維持すること。

(連結損益計算書関係)

- ※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1,724百万円	1,197百万円

- ※2 販売費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
製品運送費	20,330百万円	21,328百万円
出荷諸経費	4,618	5,489
給与手当	5,260	5,079
賞与引当金繰入額	261	246
退職給付費用	137	60
貸倒引当金繰入額	122	△1

- ※3 一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
技術研究費	9,235百万円	7,506百万円
給与手当	4,950	4,573
賞与引当金繰入額	220	256
役員退職慰労引当金繰入額	59	61
退職給付費用	178	57

(注) 前連結会計年度の技術研究費には賞与引当金繰入額191百万円、退職給付費用145百万円を含んでおります。

当連結会計年度の技術研究費には賞与引当金繰入額179百万円、退職給付費用39百万円を含んでおります。

- ※4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
10,156百万円	8,522百万円

- ※5 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	一百万円	13百万円
機械装置及び運搬具	8	92
工具、器具及び備品	4	4
土地	59	14,034
計	73	14,144

※6 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	5百万円	13百万円
土地	—	117
無形固定資産その他	2	—
計	8	130

※7 減損損失

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社グループは、事業の区分を基に、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っており、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失額 (百万円)
塩化ビニル樹脂 製造設備	千葉県市原市	建物及び構築物	884
		機械装置及び運搬具	208
		工具、器具及び備品	0
		無形固定資産その他	3
		建設仮勘定	5
計			1,101

新第一塩ビ㈱は、事業再構築に伴う千葉工場の閉鎖を決定したため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は当該閉鎖までの使用価値により測定しております。

用途	場所	種類	減損損失額 (百万円)
多結晶シリコン 製造設備	マレーシア サラワク州	建物及び構築物	3, 387
		機械装置及び運搬具	1, 743
		工具、器具及び備品	271
		無形固定資産その他	335
		建設仮勘定	69, 132
計			74, 870

Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd. の多結晶シリコン工場・第1期プラントの製造設備は、主として半導体向けグレードを生産・販売することを目指し、建設及び試運転を行ってきました。しかしながら、今般、析出装置に関する問題が存在し、様々な技術的な課題解決を図ったとしても、当面顧客認定用サンプルの出荷が事実上不可能であると判断しました。当期では将来キャッシュ・フローの発生が見込める事業計画を立てることができないことから、帳簿価額を回収可能価額（残存価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

用途	場所	種類	減損損失額 (百万円)
遊休資産	茨城県神栖市	土地	17
	山口県周南市	土地	14
	山口県防府市	土地	5
計			38

上記の遊休土地は、地価の下落により、帳簿価額と時価に著しい乖離が見られるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は不動産鑑定評価等に基づく正味売却価額により測定しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社グループは、事業の区分を基に、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っており、それに基づき、当連結会計年度において減損損失を計上しております。

なお、下記以外の減損損失は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

用途	場所	種類	減損損失額 (百万円)
社宅	神奈川県相模原市	建物及び構築物	12
	神奈川県横浜市	土地	94
		建物及び構築物	68
	埼玉県越谷市	建物及び構築物	25
	埼玉県さいたま市	建物及び構築物	77
	茨城県つくば市	土地	189
		建物及び構築物	80
	茨城県神栖市	土地	66
		建物及び構築物	124
		工具、器具及び備品	0
計			735

当社及び周南システム産業㈱所有の上記社宅は、売買契約の締結又は売却の意思決定に伴い回収可能価額と帳簿価額とを比較したところ、著しい乖離が見られるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は売買契約等に基づく正味売却価額により測定しております。

用途	場所	種類	減損損失額 (百万円)
遊休資産	北海道石狩市	土地	73
計			73

当社所有の上記遊休土地は、地価の下落により、帳簿価額と時価に著しい乖離が見られるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は不動産鑑定評価に基づく正味売却価額により測定しております。

用途	場所	種類	減損損失額 (百万円)
フィルム製造設備	山口県周南市	建物及び構築物	15
		機械装置及び運搬具	1
		工具、器具及び備品	0
計			16

サン・トックス㈱は、製造設備の一部につき、廃止の意思決定に伴い回収が見込めないことから、帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記資産については備忘価格まで減額しております。

用途	場所	種類	減損損失額 (百万円)
多結晶シリコン 製造設備	マレーシア サラワク州	建物及び構築物	31, 866
		機械装置及び運搬具	90, 143
		工具、器具及び備品	625
		無形固定資産その他	172
		建設仮勘定	1, 069
計			123, 875

Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd. の多結晶シリコン工場・第2期プラントの製造設備は、平成26年10月より営業運転を開始し、太陽電池向けグレードの生産を行ってきました。しかしながら、世界的な供給過剰を背景とした販売価格の著しい下落が続き、今後の価格見通しが事業計画における想定を大きく下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.2%で割り引いて算定しております。

また、上記建設仮勘定1,069百万円には、多結晶シリコン工場・第1期プラントの製造設備に係る減損損失389百万円が含まれております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	6,101百万円	△3,705百万円
組替調整額	△10,442	△6,328
税効果調整前	△4,340	△10,033
税効果額	1,805	3,182
その他有価証券評価差額金	△2,535	△6,851
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△586	△1,296
組替調整額	△81	△18
税効果調整前	△668	△1,315
税効果額	248	413
繰延ヘッジ損益	△419	△901
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,326	△1,758
組替調整額	△27	—
為替換算調整勘定	1,299	△1,758
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	3,426	△1,244
組替調整額	△178	6
税効果調整前	3,248	△1,238
税効果額	△990	377
退職給付に係る調整額	2,257	△861
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	189	△150
持分法適用会社に対する持分相当額	189	△150
その他の包括利益合計	791	△10,522

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	349,671	—	—	349,671
合計	349,671	—	—	349,671
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	1,782	25	2	1,805
合計	1,782	25	2	1,805

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加25千株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2千株は、単元未満株式の買増し請求による減少です。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,043	3.00	平成26年3月31日	平成26年6月26日

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	349,671	—	—	349,671
合計	349,671	—	—	349,671
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	1,805	28	1	1,832
合計	1,805	28	1	1,832

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加28千株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の買増し請求による減少です。

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	61,364百万円	121,508百万円
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	55,050	—
預入期間が3か月を超える定期預金	△292	△342
現金及び現金同等物	116,122	121,166

(リース取引関係)

(借手側)

1 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	503	143
1年超	200	56
合計	703	200

(貸手側)

1 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	9	9
1年超	131	121
合計	140	131

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、顧客起点を旨とする「事業収益力の強化」を推進していくための設備投資計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入及びコマーシャル・ペーパーにより調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、その他有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日です。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で57年後です。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

金利スワップ取引は、借入金に係る金利の確定あるいは支払金利の軽減を図る目的として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項」に記載されている「(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用管理規程等に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部門における所管部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、経済環境・財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の信用管理規程等に準じて、同様の管理を必要に応じて行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取締役会において取引権限や限度額等を決議し、経営サポートセンターが取引を行い、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。連結子会社についても、デリバティブ取引を行った場合はその内容を報告させるなどして経営サポートセンターで管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営サポートセンターが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	61,364	61,364	—
(2) 受取手形及び売掛金	69,371	69,371	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
有価証券	55,050	55,050	—
満期保有目的の債券	3	3	—
その他有価証券	24,206	24,206	—
(4) 長期貸付金	3,248	3,248	—
資産計	213,244	213,244	—
(1) 支払手形及び買掛金	40,567	40,567	—
(2) 短期借入金	12,212	12,212	—
(3) コマーシャル・ペーパー	3,000	3,000	—
(4) 社債	50,000	49,933	△66
(5) 長期借入金	216,663	216,850	186
負債計	322,443	322,563	120
デリバティブ取引（※）			
①ヘッジ会計が適用されて いないもの	—	—	—
②ヘッジ会計が適用されて いるもの	141	△1,055	△1,197
デリバティブ取引計	141	△1,055	△1,197

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	121,508	121,508	—
(2) 受取手形及び売掛金	68,569	68,569	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	9,478	9,478	—
(4) 長期貸付金	3,094	3,094	—
資産計	202,651	202,651	—
(1) 支払手形及び買掛金	35,388	35,388	—
(2) 短期借入金	9,382	9,382	—
(3) コマーシャル・ペーパー	—	—	—
(4) 社債	44,400	40,676	△3,723
(5) 長期借入金	189,914	191,032	1,118
負債計	279,084	276,480	△2,604
デリバティブ取引（※）			
①ヘッジ会計が適用されて いないもの	—	—	—
②ヘッジ会計が適用されて いるもの	△834	△2,333	△1,499
デリバティブ取引計	△834	△2,333	△1,499

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは概ね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」を参照下さい。

(4) 長期貸付金

長期貸付金はすべて変動金利のものであり、短期間で市場金利を反映しており、貸付先の信用状況が貸付実行後に大きく変化していないため、時価は帳簿価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金ならびに(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	2,003	1,783
子会社株式	—	—
関連会社株式	4,853	4,503
計	6,856	6,286

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	61,364	—	—	—
受取手形及び売掛金	69,371	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
有価証券	55,050	—	—	—
満期保有目的の債券	3	—	—	—
長期貸付金	232	869	852	1,527
合計	186,022	869	852	1,527

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	121,508	—	—	—
受取手形及び売掛金	68,569	—	—	—
有価証券及び投資有価証券	—	—	—	—
長期貸付金	235	1,000	855	1,238
合計	190,313	1,000	855	1,238

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	12,212	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	3,000	—	—	—	—	—
社債	5,000	10,000	—	—	10,000	25,000
長期借入金	25,110	16,956	14,916	18,101	14,048	127,528
合計	45,323	26,956	14,916	18,101	24,048	152,528

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	9,382	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—	—	—	—	—
社債	10,000	—	—	10,000	15,000	9,400
長期借入金	17,036	15,260	19,157	14,733	18,318	105,408
合計	36,418	15,260	19,157	24,733	33,318	114,808

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	3	3	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	3	3	—
合計		3	3	—

当連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	16,791	7,770	9,020
小計	16,791	7,770	9,020
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	7,414	7,865	△450
小計	7,414	7,865	△450
合計	24,206	15,636	8,570

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	2,610	1,511	1,099
小計	2,610	1,511	1,099
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	6,868	9,386	△2,518
小計	6,868	9,386	△2,518
合計	9,478	10,897	△1,418

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	16,701	10,442	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	16,701	10,442	—

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	10,915	6,102	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	10,915	6,102	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	外貨建予定取引	1,289	—	147
	ユーロ	外貨建予定取引	113	—	△5
	小計		1,402	—	141
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	外貨建予定取引	1,963	—	△0
	小計		1,963	—	△0
合計			3,365	—	141

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	外貨建予定取引	29	—	△0
	ユーロ	外貨建予定取引	1,445	90	△59
	小計		1,474	90	△59
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	外貨建予定取引	1,051	—	—
	小計		1,051	—	—
合計			2,525	90	△59

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2)金利関連

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	53,654	47,763	△1,197
合計			53,654	47,763	△1,197

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引				
	支払固定・受取変動	長期借入金	60,300	60,300	△774
	小計		60,300	60,300	△774
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引				
	支払固定・受取変動	長期借入金	45,159	39,183	△1,499
	小計		45,159	39,183	△1,499
合計			105,459	99,483	△2,273

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度を、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。また、当社は退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	18,301百万円	19,465百万円
会計方針の変更による累積的影響額	1,837	—
会計方針の変更を反映した期首残高	20,139	19,465
勤務費用	960	931
利息費用	158	153
数理計算上の差異の発生額	△205	△90
退職給付の支払額	△1,553	△1,702
その他	△33	7
退職給付債務の期末残高	19,465	18,764

(注) 国内連結子会社のうち、2社を除いては退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	24,992百万円	27,075百万円
期待運用収益	0	602
数理計算上の差異の発生額	2,870	△1,322
事業主からの拠出額	632	625
退職給付の支払額	△1,420	△1,514
年金資産の期末残高	27,075	25,467

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	18,355百万円	17,524百万円
年金資産	△27,075	△25,467
	△8,720	△7,942
非積立型制度の退職給付債務	1,117	1,239
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,603	△6,702
退職給付に係る負債	1,162	1,354
退職給付に係る資産	△8,765	△8,057
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,603	△6,702

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用 (注)	960百万円	931百万円
利息費用	158	153
期待運用収益	0	602
数理計算上の差異の費用処理額	178	△6
確定給付制度に係る退職給付費用	1,298	1,680
(注) 簡便法を採用している国内連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に含んでおります。		

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
数理計算上の差異	△3,248百万円	1,238百万円
合 計	△3,248	1,238

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△4,768百万円	△3,529百万円
合 計	△4,768	△3,529

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
国内株式	19%	15%
外国株式	10	7
国内債券	42	27
外国債券	4	3
保険商品（一般勘定）	16	27
その他	9	21
合 計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度10%、当連結会計年度8%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の配分及び構成する資産からの現在及び将来期待される収益率を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（主として採用した率で表しております。）

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
割引率	0.8%	0.8%
長期期待運用収益率	0.0	2.5

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度536百万円、当連結会計年度538百万円です。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
有形固定資産	6,109百万円	4,496百万円
繰越欠損金	3,984	3,272
修繕引当金	1,224	1,313
未払事業税	245	899
賞与引当金	636	578
その他有価証券評価差額金	△22	528
その他	621	812
繰延税金資産小計	12,800	11,900
評価性引当額	△8,309	△5,380
繰延税金資産合計	4,490	6,520
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△1,422	△1,217
関係会社の留保利益	△839	△751
その他	△3,195	△144
繰延税金負債合計	△5,457	△2,113
繰延税金資産（負債）の純額	△966	4,406

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	4,772百万円	4,256百万円
固定資産－繰延税金資産	669	610
流動負債－繰延税金負債	－	△2
固定負債－繰延税金負債	△6,409	△457

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった

主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の計算において使用した32.1%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は294百万円減少し、法人税等調整額が257百万円増加し、その他有価証券評価差額金が24百万円、繰延ヘッジ損益が11百万円、それぞれ減少しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されましたが、連結財務諸表に与える影響は軽微です。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち、連結貸借対照表に計上しているもの

当社グループは、不動産賃貸借契約等により事務所を使用する支店等及び工場又は販売設備用地を使用する一部の事業所、ならびに鉱山について、退去時又は事業終了時及び採掘終了後における原状回復にかかる債務を有しておりますが、そのうち建物賃貸借契約に基づく賃借ビルの退去時における原状回復にかかる債務で、現時点においてその債務に関する履行時期及び金額が過去の実績から合理的に見積り可能な一部の債務につき資産除去債務を計上しております。なお、内容の注記については重要性が無いため省略しております。

2. 資産除去債務のうち、連結貸借対照表に計上していないもの

上記1. に掲げるもの及び移転が決まった一部の事務所（当該資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、内容の注記については重要性が無いため省略しております。）以外については過去の実績が乏しく、かつ、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点で移転等の予定も無いことや、閉山の予定も無いことから、当該債務にかかる履行時期・範囲及び蓋然性を合理的に見積ることは困難であるため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは、本社に製品群別の事業部門を置き、取り扱う製品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、事業部門を基礎とした製品群別のセグメントから構成されており、「化成品」「特殊品」「セメント」「ライフアメニティー」の4つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主要な製品等は次のとおりです。

報告セグメント	主要な製品等
化成品	苛性ソーダ、ソーダ灰、塩化カルシウム、珪酸ソーダ、塩化ビニルモノマー、塩化ビニル樹脂、酸化プロピレン、イソプロピルアルコール、塩素系溶剤
特殊品	多結晶シリコン、乾式シリカ、四塩化珪素、窒化アルミニウム、電子工業用高純度薬品、フォトレジスト用現像液
セメント	セメント、生コンクリート、セメント系固化材、資源リサイクル
ライフアメニティー	ポリオレフィンフィルム、樹脂サッシ、医療診断システム、歯科器材、ガスセンサ、イオン交換膜、医薬品原薬・中間体、プラスチックレンズ関連材料、微多孔質フィルム

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益をベースとした数値です。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更がセグメント情報に与える影響は軽微です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	化成品	特殊品	セメント	ライフ アメリ ティー				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	91,122	43,787	81,100	56,683	29,391	302,085	—	302,085
(2) セグメント間の内部売 上高又は振替高	805	11,663	118	1,774	22,076	36,438	△36,438	—
計	91,927	55,450	81,219	58,457	51,468	338,523	△36,438	302,085
セグメント利益	5,056	4,122	4,446	5,159	6,023	24,808	△5,278	19,530
セグメント資産	55,785	194,868	60,770	51,352	28,260	391,037	163,490	554,527
その他の項目								
減価償却費（注）4	2,706	4,314	2,841	2,341	1,447	13,650	5,194	18,845
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額（注）5	2,054	17,456	3,734	1,693	1,085	26,023	239	26,262

（注）1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外販売会社、運送業、不動産業等を含んでおります。

2 調整額は以下のとおりです。

（1）セグメント利益の調整額は、報告セグメントに帰属しない基礎研究開発に係る費用等です。

（2）セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産190,190百万円が含まれております。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4 減価償却費には、長期前払費用の償却額が含まれております。

5 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれております。

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	化成品	特殊品	セメント	ライフ アメリ ティー				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	87,042	47,664	85,320	55,679	31,408	307,115	—	307,115
(2) セグメント間の内部売 上高又は振替高	759	13,237	148	1,998	22,275	38,420	△38,420	—
計	87,801	60,902	85,469	57,677	53,684	345,535	△38,420	307,115
セグメント利益又は 損失 (△)	8,900	△1,157	5,832	6,598	5,668	25,842	△2,771	23,071
セグメント資産	46,381	66,287	55,952	56,649	43,825	269,097	132,244	401,342
その他の項目								
減価償却費 (注) 4	2,517	5,956	3,211	2,132	3,565	17,384	2,700	20,084
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額 (注) 5	2,000	4,588	2,437	3,111	1,595	13,733	585	14,319

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外販売会社、運送業、不動産業等を含んでおります。

2 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失 (△) の調整額は、報告セグメントに帰属しない基礎研究開発に係る費用等です。

(2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産174,924百万円が含まれております。

3 セグメント利益又は損失 (△) は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4 減価償却費には、長期前払費用の償却額が含まれております。

5 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略します。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他の地域	合計
240,932	47,099	14,052	302,085

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他の地域	合計
104,791	147,331	1,208	253,331

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略します。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他の地域	合計
239,143	54,714	13,257	307,115

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他の地域	合計
98,199	20,415	1,149	119,764

(表示方法の変更)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「マレーシア」の有形固定資産は連結貸借対照表の有形固定資産の10%を下回ったため、当連結会計年度において「アジア」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の「2. 地域ごとの情報 (2) 有形固定資産」の表示の組み替えを行っております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	化成品	特殊品	セメント	ライフ アメリ ティー	その他	調整額	合計
減損損失	1,101	74,870	5	—	—	32	76,010

（注）「調整額」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失です。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	化成品	特殊品	セメント	ライフ アメリ ティー	その他	調整額	合計
減損損失	—	123,882	—	16	276	531	124,706

（注）「調整額」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失です。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	化成品	特殊品	セメント	ライフ アメリ ティー	その他	調整額	合計
当期償却額	—	—	1,212	—	—	—	1,212
当期末残高	—	—	5,097	—	—	—	5,097

なお、平成22年4月1日以前に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりとなります。

（単位：百万円）

	化成品	特殊品	セメント	ライフ アメリ ティー	その他	調整額	合計
当期償却額	—	—	14	—	—	—	14
当期末残高	—	—	—	—	—	—	—

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	化成品	特殊品	セメント	ライフ アメリ ティー	その他	調整額	合計
当期償却額	—	3	1,369	—	—	—	1,373
当期末残高	—	31	3,706	—	—	—	3,738

なお、平成22年4月1日以前に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額（円）	467.36	147.98
1株当たり当期純損失金額（△）（円）	△187.85	△289.10

（注） 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり純資産額の算定の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	169,445	60,205
純資産の部の合計額から控除する金額 （百万円）	6,868	8,732
（うち非支配株主持分（百万円））	(6,868)	(8,732)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	162,577	51,473
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数（千株）	347,866	347,839

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額（△） （百万円）	△65,349	△100,563
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失金額（△）（百万円）	△65,349	△100,563
期中平均株式数（千株）	347,876	347,852

（重要な後発事象）

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、以下の1. から5. の各事項について決議いたしました。

詳細につきましては、平成28年5月12日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の処分ならびに株式の発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 第三者割当によるA種種類株式の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます）

（1）払込期日

平成28年6月27日

(2) 発行新株式数

20,000株

(3) 払込金額の総額

20,000,000,000円（1株につき、1,000,000円）

(4) 増加する資本金及び資本準備金

資本金 10,000,000,000円（1株につき、500,000円）

資本準備金 10,000,000,000円（1株につき、500,000円）

(5) 募集又は割当方法

第三者割当の方法により割り当てます。

（割当予定先） ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合
20,000株

(6) 資金の使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
先端材料の拡販に向けた高品質化、生産性向上のための設備導入・増強投資	9,500	平成28年7月 ～平成30年6月
徳山製造所競争力強化のための機械設備等の維持・更新、その他合理化投資等	4,800	平成28年7月 ～平成31年6月
海外の安定市場構築や業界再編に繋がるM&A等の戦略的投資	5,400	平成28年7月 ～平成31年6月

(7) その他重要な事項

A種種類株式の配当率は平成29年3月31日までは年5.0%、平成29年4月1日以降平成30年3月31日までは年5.5%、平成30年4月1日以降平成31年3月31日までは年6.0%、平成31年4月1日以降は年6.5%としており、A種種類株主は普通株主に優先してB種種類株主及びC種種類株主と同順位で配当を受け取ることができます。

また、A種種類株式には、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、ならびに金銭及びC種種類株式を対価とする取得条項が付されております。

A種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。

A種種類株式の発行要項では、A種種類株主は払込期日以降いつでも、当社に対して、金銭及びB種種類株式を対価としてA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっておりますが、割当予定先は、当社との間で締結する引受契約書（以下、「本契約」といいます）の規定により、平成31年7月1日以降においてのみ、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。

当社は、本契約の規定により、平成30年3月31日（同日を含みます）以降に終了する事業年度のうち最新の事業年度に係る計算書類を当社の取締役会が承認した日における当該事業年度末日時点の当社の会社法第461条第2項に定める分配可能額が、発行済みのA種種類株式（自己株式を除きます）の数に1,000,000円を乗じた額に400億円を加算した額以上である場合においてのみ、金銭及びC種種類株式を対価とする取得条項に基づきA種種類株式の全部を取得することができます。

B種種類株式の配当率は年5.0%としており、B種種類株主は普通株主に優先してA種種類株主及びC種種類株主と同順位で配当を受け取ることができます。

また、B種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されております。

B種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。

C種種類株式の配当率は年5.0%としており、C種種類株主は普通株主に優先してA種種類株主及びB種種類株主と同順位で配当を受け取ることができます。

また、C種種類株式には、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権、普通株式を対価とする取得請求権、ならびに金銭を対価とする取得条項が付されております。

当社は、平成28年6月27日以降、当社取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」といいます）が到来した場合には、金銭対価償還日の到来をもって、C種種類株主等に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部または一部（ただし、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限り）を取得すること（以下、「金銭対価償還」といいます）ができるものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、C種種類株式1株につき、払込金額相当額に償還係数を乗じた額に、C種累積未払配当金額及びC種日割未払配当金額を加算した額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとし、

C種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。

本第三者割当増資については、第152回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）において、定款変更及び本第三者割当増資に係る各議案の承認が得られることを条件としております。

2. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下、「本資本金等の額の減少」といいます）

（1）目的

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本資本金等の額の減少を行い、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ、利益準備金を繰越利益剰余金へ、それぞれ振り替えることといたしました。

（2）本資本金等の額の減少の要領

①減少すべき資本金の額

43,458,962,788円

②減少すべき資本準備金の額

57,670,181,909円

③減少すべき利益準備金の額

4,122,180,058円

④本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金へ、利益準備金の全額を繰越利益剰余金へそれぞれ振り替えます。

（3）本資本金等の額の減少の日程

平成28年5月12日（木）	本資本金等の額の減少に関する取締役会決議 本資本金等の額の減少議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議
平成28年5月20日（金）	債権者異議申述公告
平成28年6月20日（月）	債権者異議申述最終期日（予定）
平成28年6月24日（金）	本定時株主総会決議（予定） 本資本金等の額の減少の効力発生日（予定）

（4）今後の見通し

本資本金等の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とし、利益準備金を繰越利益剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

3. 本資本金等の額の減少により発生したその他資本剰余金の一部及び別途積立金による繰越利益剰余金の欠損の填補（以下、「本剰余金の処分」といいます）

（1）目的

当社は、上記「2. 本資本金等の額の減少」に記載のとおり、本資本金等の額の減少を行いますが、会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分を行い、本資本金等の額の減少によって増加することとなるその他資本剰余金の一部及び別途積立金で繰越利益剰余金の欠損を填補することといたしました。

なお、本剰余金の処分については、本資本金等の額の減少の効力が生じることを条件とします。

（2）本剰余金の処分の要領

①減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 81,928,922,351円

別途積立金 11,571,000,000円

②増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 93,499,922,351円

(3) 本剰余金の処分の日程

平成28年5月12日（木）	本剰余金の処分に係る取締役会決議 本剰余金の処分議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議
平成28年6月24日（金）	本定時株主総会決議（予定） 本剰余金の処分の効力発生日（予定）

(4) 今後の見通し

本剰余金の処分は、純資産の部におけるその他資本剰余金及び別途積立金を繰越利益剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

4. 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少

(1) 目的

上記「2. 本資本金等の額の減少」の「(1) 目的」に記載のとおり、早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行い、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本第三者割当増資の効力が生じることを条件とします。

(2) 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

①減少すべき資本金の額

10,000,000,000円

（内訳）A種種類株式の発行による「増加する資本金の額」に相当する額10,000,000,000円

なお、A種種類株式の払込金の払込と同時に資本金の額が10,000,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は効力発生日前の資本金の額より減少いたしません。

②減少すべき資本準備金の額

10,000,000,000円

（内訳）A種種類株式の発行による「増加する資本準備金の額」に相当する額10,000,000,000円

なお、A種種類株式の払込金の払込と同時に資本準備金の額が10,000,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額は効力発生日前の資本準備金の額より減少いたしません。

③株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第3項ならびに第448条第1項及び第3項の規定に基づき株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

平成28年5月12日（木）	株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に係る取締役会決議
平成28年5月20日（金）	債権者異議申述公告
平成28年6月20日（月）	債権者異議申述最終期日（予定）
平成28年6月27日（月）	株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日（予定）

(4) 今後の見通し

株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

5. 重要な子会社の株式の譲渡

当社は、当社100%出資子会社であるフィガロ技研株式会社の株式の一部を新コスモス電機株式会社へ譲渡することといたしました。

(1) 株式譲渡の理由

当社事業ポートフォリオ見直しのため。

(2) 株式譲渡先の名称

新コスモス電機株式会社

(3) 譲渡の時期

平成28年7月1日

(4) 当該子会社の名称、事業内容及び取引内容

- ①名称 : フィガロ技研株式会社
- ②事業内容 : ガスセンサ素子、応用製品の製造・販売
- ③取引内容 : 連結子会社への製品の販売等

(5) 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

- ①譲渡株式数 : 64,602株
- ②譲渡価額 : 4,329百万円
- ③譲渡損益 : 売却時の子会社の純資産の状況によって変動するため未定
- ④譲渡後の持分比率 : 33.4%

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第20回無担保普通社債	平成22年3月10日	10,000	10,000	1.760	なし	平成32年3月10日
当社	第21回無担保普通社債	平成22年9月9日	5,000 (5,000)	— (—)	0.537	なし	平成27年9月9日
当社	第22回無担保普通社債	平成22年9月9日	15,000	15,000	1.478	なし	平成32年9月9日
当社	第23回無担保普通社債	平成23年9月8日	10,000	10,000 (10,000)	0.575	なし	平成28年9月8日
当社	第24回無担保普通社債	平成23年9月8日	10,000	9,400	1.371	なし	平成33年9月8日
合計		—	50,000 (5,000)	44,400 (10,000)	—	—	—

(注) 1 ()内書は、1年以内の償還予定額です。

2 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりです。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
10,000	—	—	10,000	15,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	12,212	9,382	0.91	—
1年以内に返済予定の長期借入金	25,110	17,036	0.89	—
1年以内に返済予定のリース債務	340	356	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	191,552	172,877	1.71	平成29年～平成36年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	981	931	—	平成29年～平成33年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー （1年以内返済予定）	3,000	—	—	—
計	233,196	200,583	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率について、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	15,260	19,157	14,733	18,318
リース債務	309	282	208	89

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	73,740	149,128	226,658	307,115
税金等調整前四半期 純利益金額又は 税金等調整前四半期(当期) 純損失金額(△)(百万円)	1,488	5,908	△107,221	△86,500
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失金額 (△)(百万円)	60	2,783	△115,806	△100,563
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期(当期) 純損失金額(△)(円)	0.17	8.00	△332.91	△289.10

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額(△)(円)	0.17	7.83	△340.92	43.82

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,165	108,462
受取手形	3,148	2,833
売掛金	39,188	41,243
有価証券	55,053	—
商品及び製品	7,374	7,113
仕掛品	7,480	7,672
原材料及び貯蔵品	8,463	6,840
短期貸付金	13,629	18,029
繰延税金資産	3,999	3,401
その他	7,523	6,775
貸倒引当金	△166	△10,951
流動資産合計	194,861	191,423
固定資産		
有形固定資産		
建物	※3 10,000	※3 9,070
構築物	※3 6,434	※3 6,028
機械及び装置	※3 29,012	※3 29,343
車両運搬具	4	※3 7
工具、器具及び備品	※3 767	※3 770
土地	27,679	25,784
リース資産	181	205
建設仮勘定	3,489	1,839
有形固定資産合計	77,568	73,048
無形固定資産		
鉱業権	278	281
ソフトウェア	1,868	254
その他	141	115
無形固定資産合計	2,288	651
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 25,543	10,667
関係会社株式・出資金	59,286	26,505
長期貸付金	98,559	107,191
長期前払費用	357	690
前払年金費用	3,972	4,404
繰延税金資産	—	1,643
破産更生債権等	54	49
その他	1,029	1,114
投資損失引当金	△1,260	△868
貸倒引当金	△219	△87,235
投資その他の資産合計	187,322	64,162
固定資産合計	267,180	137,863
資産合計	462,042	329,286

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,029	22,730
短期借入金	6,852	6,649
コマーシャル・ペーパー	3,000	—
1年内返済予定の長期借入金	21,509	14,456
1年内償還予定の社債	5,000	10,000
未払金	10,985	10,850
未払法人税等	159	8,876
未払費用	1,237	1,146
前受金	878	838
預り金	8,864	14,588
賞与引当金	1,105	1,008
修繕引当金	1,225	1,437
損害賠償損失引当金	50	—
その他	884	1,501
流動負債合計	85,782	94,082
固定負債		
社債	45,000	34,400
長期借入金	181,122	160,816
長期末払金	10	3
修繕引当金	2,519	2,832
環境対策引当金	91	85
繰延税金負債	3,866	—
その他	9,657	8,511
固定負債合計	242,267	206,648
負債合計	328,049	300,731
純資産の部		
株主資本		
資本金	53,458	53,458
資本剰余金		
資本準備金	57,670	57,670
資本剰余金合計	57,670	57,670
利益剰余金		
利益準備金	4,122	4,122
その他利益剰余金	14,186	△83,689
配当引当積立金	320	—
特別償却準備金	1	—
圧縮記帳積立金	2,613	2,361
別途積立金	71,750	11,571
繰越利益剰余金	△60,498	△97,622
利益剰余金合計	18,308	△79,567
自己株式	△1,434	△1,439
株主資本合計	128,003	30,121
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,659	△1,168
繰延ヘッジ損益	330	△398
評価・換算差額等合計	5,989	△1,567
純資産合計	133,993	28,554
負債純資産合計	462,042	329,286

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	184,043	184,755
売上原価	125,768	120,350
売上総利益	58,275	64,404
販売費及び一般管理費	※2, ※3 39,028	※2, ※3 38,755
営業利益	19,247	25,648
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	7,881	8,935
その他	2,187	2,618
営業外収益合計	10,068	11,553
営業外費用		
支払利息	4,191	4,192
その他	6,459	5,794
営業外費用合計	10,650	9,986
経常利益	18,665	27,216
特別利益		
固定資産売却益	※4 66	※4 10,195
投資有価証券売却益	10,442	6,161
関係会社株式売却益	1	—
国庫補助金	24	47
保険差益	—	21
受取損害賠償金	—	59
特別利益合計	10,534	16,486
特別損失		
固定資産売却損	—	※5 130
減損損失	32	546
災害による損失	4	3
固定資産圧縮損	27	26
固定資産処分損	310	385
関係会社株式売却損	10	—
関係会社株式評価損	93,702	34,018
貸倒引当金繰入額	38	97,539
損害賠償損失引当金繰入額	50	—
訴訟費用	90	109
特別損失合計	94,266	132,758
税引前当期純損失 (△)	△65,066	△89,055
法人税、住民税及び事業税	1,226	10,226
法人税等調整額	△3,342	△1,407
法人税等合計	△2,116	8,819
当期純損失 (△)	△62,950	△97,875

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金						
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
					配当引当 積立金	特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	53,458	57,670	4,122		320	167	2,504	63,350	13,690
会計方針の変更による 累積的影響額								△1,850	△1,850
会計方針の変更を反映し た当期首残高	53,458	57,670	4,122		320	167	2,504	63,350	11,840
当期変動額									
剰余金の配当								△1,043	△1,043
特別償却準備金の取崩						△166		166	—
圧縮記帳積立金の積立							32	△32	—
圧縮記帳積立金の取崩							△48	48	—
別途積立金の積立								8,400	△8,400
税率変更による積立金 の調整額						0	125	△125	—
当期純損失（△）								△62,950	△62,950
自己株式の取得									
自己株式の処分								△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△166	109	8,400	△72,338
当期末残高	53,458	57,670	4,122		320	1	2,613	71,750	△60,498

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	△1,428	193,855	8,260	749	9,010	202,865
会計方針の変更による 累積的影響額		△1,850				△1,850
会計方針の変更を反映し た当期首残高	△1,428	192,004	8,260	749	9,010	201,015
当期変動額						
剰余金の配当		△1,043				△1,043
特別償却準備金の取崩		—				—
圧縮記帳積立金の積立		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
税率変更による積立金 の調整額		—				—
当期純損失（△）		△62,950				△62,950
自己株式の取得	△7	△7				△7
自己株式の処分	2	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△2,601	△419	△3,020	△3,020
当期変動額合計	△5	△64,001	△2,601	△419	△3,020	△67,021
当期末残高	△1,434	128,003	5,659	330	5,989	133,993

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金						利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				配当引当積立金	特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	53,458	57,670	4,122	320	1	2,613	71,750	△60,498	18,308
当期変動額									
特別償却準備金の取崩					△1			1	－
圧縮記帳積立金の積立						12		△12	－
圧縮記帳積立金の取崩						△315		315	－
別途積立金の取崩							△60,179	60,179	－
配当引当積立金の取崩				△320				320	－
税率変更による積立金の調整額						50		△50	－
当期純損失（△）								△97,875	△97,875
自己株式の取得									
自己株式の処分								△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	△320	△1	△252	△60,179	△37,123	△97,876
当期末残高	53,458	57,670	4,122	－	－	2,361	11,571	△97,622	△79,567

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,434	128,003	5,659	330	5,989	133,993
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		－				－
圧縮記帳積立金の積立		－				－
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
別途積立金の取崩		－				－
配当引当積立金の取崩		－				－
税率変更による積立金の調整額		－				－
当期純損失（△）		△97,875				△97,875
自己株式の取得	△6	△6				△6
自己株式の処分	1	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△6,827	△729	△7,556	△7,556
当期変動額合計	△5	△97,881	△6,827	△729	△7,556	△105,438
当期末残高	△1,439	30,121	△1,168	△398	△1,567	28,554

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法（特例処理を採用している金利スワップを除いております。）

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産…移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物：定額法

建物以外：定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～50年

構築物 3～75年

機械及び装置 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

鉱業権：生産高比例法

その他：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

投資先の資産状態等を検討して計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の次回賞与支給に備えるため、当事業年度負担分を支給見込額に基づき計上しております。

(4) 修繕引当金

製造設備の定期的修繕に備えるため、個別に修繕費用を算定し計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時に費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物の処分にかかる支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建債権及び借入金

③ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」は、明瞭性の観点から表示科目の見直しを行い、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度において、「流動負債」の「リース債務」に表示していた41百万円は、「その他」に組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「リース債務」は、明瞭性の観点から表示科目の見直しを行い、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度において、「固定負債」の「リース債務」に表示していた150百万円は、「その他」に組み替えております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「貸倒引当金繰入額」「損害賠償損失引当金繰入額」「訴訟費用」は、明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度において、「特別損失」の「その他」に表示していた178百万円は、「貸倒引当金繰入額」38百万円、「損害賠償損失引当金繰入額」50百万円、「訴訟費用」90百万円に組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券	3百万円	－百万円
合計	3	－

担保付債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
大阪市用地賃借	3百万円	－百万円
合計	3	－

2 関係会社項目

関係会社に対するものは次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
関係会社に対する短期金銭債権	34,327百万円	37,419百万円
関係会社に対する短期金銭債務	15,076	21,112
関係会社に対する長期金銭債権	95,440	104,257
関係会社に対する長期金銭債務	23	20

※3 圧縮記帳

当事業年度において、国庫補助金等の受入れにより、構築物について0百万円、機械及び装置について13百万円、車両運搬具について3百万円、工具、器具及び備品について9百万円の圧縮記帳を行いました。

なお、有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	208百万円	208百万円
構築物	1,157	1,157
機械及び装置	2,696	2,650
車両運搬具	－	3
工具、器具及び備品	173	182
合計	4,235	4,202

4 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証及び保証予約を行っております。

(1) 債務保証

前事業年度 (平成27年 3 月31 日)		当事業年度 (平成28年 3 月31 日)	
天津徳山塑料有限公司	2,938百万円	天津徳山塑料有限公司	1,871百万円
Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd.	781	Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd.	704
徳山化工（浙江）有限公司	1,261	徳山化工（浙江）有限公司	446
従業員	99	従業員	94
上海徳山塑料有限公司	145	上海徳山塑料有限公司	43
計	5,225	計	3,161

(2) 保証予約

前事業年度 (平成27年 3 月31 日)		当事業年度 (平成28年 3 月31 日)	
山口エコテック(株)	32百万円		－百万円

- 5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 8 行と貸出コミットメント契約を締結しておりますが、平成27年 7 月に契約を満了し、平成28年 3 月31日現在は契約しておりません。

なお、借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年 3 月31 日)	当事業年度 (平成28年 3 月31 日)
貸出コミットメントの総額	15,000百万円	－百万円
借入実行残高	－	－
差引額	15,000	－

6 財務制限条項

当社は、㈱日本政策投資銀行を幹事とする7社の協調融資によるシンジケートローン契約（契約日平成23年12月22日）を締結しており、この契約には連結の財務諸表において次の財務制限条項が付されております。

- (1) 各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」、「非支配株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」（もしあれば）の合計金額を控除した金額を、(i)当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」、「非支配株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」（もしあれば）の合計金額を控除した金額または(ii)平成28年3月期に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」、「非支配株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」（もしあれば）の合計金額を控除した金額のいずれか大きい方の75%以上の金額にそれぞれ維持すること。
- (2) 各年度の決算期の経常利益について2期連続の赤字を回避すること。
- (3) 借入人は、株式会社格付投資情報センターの借入人の発行体格付をBB+以下にしないこと。

当社は、㈱三菱東京UFJ銀行を幹事とする6社の協調融資によるシンジケートローン契約（契約日平成24年7月24日）を締結しており、これらの契約には次の財務制限条項が付されております。

- (1) 借入人は、借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」、「非支配株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」（もしあれば）の合計金額を控除した金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または2016年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」、「非支配株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」（もしあれば）の合計金額を控除した金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。
- (2) 借入人は、借入人の各年度の決算期にかかる借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

当社は、㈱三菱東京UFJ銀行とタームアウト型中期コミットメントライン契約（契約日平成23年9月30日）を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されております。

借入人は、借入人の各年度の決算期及び中間期（以下、「本・中間決算期」という。）の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額から「新株予約権」、「少数株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」（いずれの項目も貸借対照表に記載のある場合に限る。以下同じ。）の合計金額を控除した金額を、当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」、「少数株主持分」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」及び「その他有価証券評価差額金」の合計金額を控除した金額の75%の金額以上に維持すること。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	51,603百万円	55,025百万円
仕入高	21,935	27,911
営業取引以外の取引高	10,968	12,619

※2 販売費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
製品運送費	16,234百万円	17,108百万円
出荷諸経費	3,846	4,841
賞与引当金繰入額	108	121
退職給付費用	106	28
減価償却費	9	27
修繕引当金繰入額	38	—
貸倒引当金繰入額	△35	△2

※3 一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
技術研究費	6,940百万円	5,118百万円
減価償却費	1,626	1,835
賞与引当金繰入額	164	194
退職給付費用	166	45

(注) 前事業年度の技術研究費には賞与引当金繰入額141百万円、退職給付費用141百万円を含んでおります。

当事業年度の技術研究費には賞与引当金繰入額146百万円、退職給付費用34百万円を含んでおります。

※4 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
機械及び装置	1百万円	1百万円
工具、器具及び備品	4	3
土地	59	10,190
その他	0	—
計	66	10,195

※5 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物	—百万円	4百万円
構築物	—	8
土地	—	117
計	—	130

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成27年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	502	2,150	1,648
関連会社株式	—	—	—
合計	502	2,150	1,648

当事業年度（平成28年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	502	2,244	1,742
関連会社株式	—	—	—
合計	502	2,244	1,742

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
子会社株式	49,535	15,812
子会社出資金	7,530	8,498
関連会社株式	1,717	1,693

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式	32,012百万円	40,988百万円
貸倒引当金	72	29,873
有形固定資産	5,339	4,049
修繕引当金	1,220	1,256
事業税	165	702
その他有価証券評価差額金	—	528
繰越欠損金	1,043	—
その他	419	1,576
繰延税金資産小計	40,273	78,975
評価性引当額	△36,086	△71,883
繰延税金資産合計	4,186	7,092
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△1,234	△1,034
前払年金費用	—	△990
その他有価証券評価差額金	△2,637	—
その他	△181	△21
繰延税金負債合計	△4,052	△2,047
繰延税金資産（負債）の純額	133	5,045

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった

主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した32.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は197百万円減少し、法人税等調整額が162百万円増加し、その他有価証券評価差額金が27百万円、繰延ヘッジ損益が7百万円、それぞれ減少しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、以下の1. から5. の各事項について決議いたしました。

詳細につきましては、平成28年5月12日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、資本金、資本準備金及び利益準備金の減少、剰余金の処分ならびに株式の発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 第三者割当によるA種種類株式の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます）

(1) 払込期日

平成28年6月27日

(2) 発行新株式数

20,000株

(3) 払込金額の総額

20,000,000,000円（1株につき、1,000,000円）

(4) 増加する資本金及び資本準備金

資本金 10,000,000,000円（1株につき、500,000円）

資本準備金 10,000,000,000円（1株につき、500,000円）

(5) 募集又は割当方法

第三者割当の方法により割り当てます。

（割当予定先） ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合
20,000株

(6) 資金の使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
先端材料の拡販に向けた高品質化、生産性向上のための設備導入・増強投資	9,500	平成28年7月 ～平成30年6月
徳山製造所競争力強化のための機械設備等の維持・更新、その他合理化投資等	4,800	平成28年7月 ～平成31年6月
海外の安定市場構築や業界再編に繋がるM&A等の戦略的投資	5,400	平成28年7月 ～平成31年6月

(7) その他重要な事項

A種種類株式の配当率は平成29年3月31日までは年5.0%、平成29年4月1日以降平成30年3月31日までは年5.5%、平成30年4月1日以降平成31年3月31日までは年6.0%、平成31年4月1日以降は年6.5%としており、A種種類株主は普通株主に優先してB種種類株主及びC種種類株主と同順位で配当を受け取ることができます。

また、A種種類株式には、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、ならびに金銭及びC種種類株式を対価とする取得条項が付されています。

A種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されています。

A種種類株式の発行要項では、A種種類株主は払込期日以降いつでも、当社に対して、金銭及びB種種類株式を対価としてA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっておりますが、割当予定先は、当社との間で締結する引受契約書（以下、「本契約」といいます）の規定により、平成31年7月1日以降においてのみ、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。

当社は、本契約の規定により、平成30年3月31日（同日を含みます）以降に終了する事業年度のうち最新の事業年度に係る計算書類を当社の取締役会が承認した日における当該事業年度末日時点の当社の会社法第461条第2項に定める分配可能額が、発行済みのA種種類株式（自己株式を除きます）の数に1,000,000円を乗じた額に400億円を加算した額以上である場合においてのみ、金銭及びC種種類株式を対価とする取得条項に基づきA種種類株式の全部を取得することができます。

B種種類株式の配当率は年5.0%としており、B種種類株主は普通株主に優先してA種種類株主及びC種種類株主と同順位で配当を受け取ることができます。

また、B種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されています。

B種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されています。

C種種類株式の配当率は年5.0%としており、C種種類株主は普通株主に優先してA種種類株主及びB種種類株主と同順位で配当を受け取ることができます。

また、C種種類株式には、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権、普通株式を対価とする取得請求権、ならびに金銭を対価とする取得条項が付されています。

当社は、平成28年6月27日以降、当社取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」といいます）が到来した場合には、金銭対価償還日の到来をもって、C種種類株主等に対して、法令の許容する範

囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部または一部（ただし、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限ります）を取得すること（以下、「金銭対価償還」といいます）ができるものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、C種種類株式1株につき、払込金額相当額に償還係数を乗じた額に、C種累積未払配当金額及びC種日割未払配当金額を加算した額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとします。

C種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。

本第三者割当増資については、第152回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）において、定款変更及び本第三者割当増資に係る各議案の承認が得られることを条件としております。

2. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下、「本資本金等の額の減少」といいます）

（1）目的

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本資本金等の額の減少を行い、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ、利益準備金を繰越利益剰余金へ、それぞれ振り替えることといたしました。

（2）本資本金等の額の減少の要領

①減少すべき資本金の額

43,458,962,788円

②減少すべき資本準備金の額

57,670,181,909円

③減少すべき利益準備金の額

4,122,180,058円

④本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金へ、利益準備金の全額を繰越利益剰余金へそれぞれ振り替えます。

（3）本資本金等の額の減少の日程

平成28年5月12日（木）	本資本金等の額の減少に関する取締役会決議 本資本金等の額の減少議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議
平成28年5月20日（金）	債権者異議申述公告
平成28年6月20日（月）	債権者異議申述最終期日（予定）
平成28年6月24日（金）	本定時株主総会決議（予定） 本資本金等の額の減少の効力発生日（予定）

（4）今後の見通し

本資本金等の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とし、利益準備金を繰越利益剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

3. 本資本金等の額の減少により発生したその他資本剰余金の一部及び別途積立金による繰越利益剰余金の欠損の填補（以下、「本剰余金の処分」といいます）

（1）目的

当社は、上記「2. 本資本金等の額の減少」に記載のとおり、本資本金等の額の減少を行いますが、会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分を行い、本資本金等の額の減少によって増加することとなるその他資本剰余金の一部及び別途積立金で繰越利益剰余金の欠損を填補することといたしました。

なお、本剰余金の処分については、本資本金等の額の減少の効力が生じることを条件とします。

（2）本剰余金の処分の要領

①減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 81,928,922,351円

別途積立金 11,571,000,000円

②増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 93,499,922,351円

(3) 本剰余金の処分の日程

平成28年5月12日（木）	本剰余金の処分に係る取締役会決議 本剰余金の処分議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議
平成28年6月24日（金）	本定時株主総会決議（予定） 本剰余金の処分の効力発生日（予定）

(4) 今後の見通し

本剰余金の処分は、純資産の部におけるその他資本剰余金及び別途積立金を繰越利益剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

4. 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少

(1) 目的

上記「2. 本資本金等の額の減少」の「(1) 目的」に記載のとおり、早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行い、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本第三者割当増資の効力が生じることを条件とします。

(2) 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

①減少すべき資本金の額

10,000,000,000円

（内訳）A種種類株式の発行による「増加する資本金の額」に相当する額10,000,000,000円

なお、A種種類株式の払込金の払込と同時に資本金の額が10,000,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は効力発生日前の資本金の額より減少いたしません。

②減少すべき資本準備金の額

10,000,000,000円

（内訳）A種種類株式の発行による「増加する資本準備金の額」に相当する額10,000,000,000円

なお、A種種類株式の払込金の払込と同時に資本準備金の額が10,000,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額は効力発生日前の資本準備金の額より減少いたしません。

③株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第3項ならびに第448条第1項及び第3項の規定に基づき株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

平成28年5月12日（木）	株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に係る取締役会決議
平成28年5月20日（金）	債権者異議申述公告
平成28年6月20日（月）	債権者異議申述最終期日（予定）
平成28年6月27日（月）	株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日（予定）

(4) 今後の見通し

株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

5. 重要な子会社の株式の譲渡

当社は、当社100%出資子会社であるフィガロ技研株式会社の株式の一部を新コスモス電機株式会社へ譲渡することといたしました。

(1) 株式譲渡の理由

当社事業ポートフォリオ見直しのため。

(2) 株式譲渡先の名称

新コスモス電機株式会社

(3) 譲渡の時期

平成28年7月1日

(4) 当該子会社の名称、事業内容及び取引内容

①名称 : フィガロ技研株式会社

②事業内容 : ガスセンサ素子、応用製品の製造・販売

③取引内容 : 連結子会社への製品の販売等

(5) 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

①譲渡株式数 : 64,602株

②譲渡価額 : 4,329百万円

③譲渡損益 : 3,063百万円

④譲渡後の持分比率 : 33.4%

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	10,000	178	363 (123)	745	9,070	26,692
	構築物	6,434	212	27 (0)	590	6,028	29,987
	機械及び装置	29,012	7,805	102	7,371	29,343	346,185
	車両運搬具	4	5	0	1	7	247
	工具、器具及び備品	767	424	4 (0)	415	770	15,291
	土地	27,679	24	1,920 (139)	—	25,784	—
	リース資産	181	70	6	40	205	84
	建設仮勘定	3,489	7,070	8,720	—	1,839	—
	計	77,568	15,790	11,145 (263)	9,165	73,048	418,488
無形固定資産	鉱業権	278	4	—	2	281	79
	ソフトウェア	1,868	62	—	1,676	254	9,368
	その他	141	6	0	30	115	594
	計	2,288	73	0	1,709	651	10,042

(注) 「当期減少額」欄の()内は内数で、減損損失の計上額です。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金 (注) 1	385	97,815	14	98,186
賞与引当金 (注) 2	1,105	1,008	1,105	1,008
修繕引当金(流動負債) (注) 2	1,225	1,437	1,225	1,437
修繕引当金(固定負債) (注) 2	2,519	1,503	1,190	2,832
損害賠償損失引当金 (注) 2	50	—	50	—
投資損失引当金 (注) 3	1,260	471	863	868
環境対策引当金 (注) 2	91	—	6	85

(注) 1 当期減少額のうち、目的使用による減少額は2百万円です。

2 当期減少額のうち、全額が目的使用による減少額です。

3 当期減少額のうち、全額が減損処理による減少額です。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	無料としています。
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.tokuyama.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

（1）有価証券報告書及びその添付書類ならびに確認書

事業年度 第151期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月25日関東財務局長に提出。

（2）内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月25日関東財務局長に提出。

（3）四半期報告書及び確認書

第152期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月11日関東財務局長に提出。

第152期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月13日関東財務局長に提出。

第152期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月12日関東財務局長に提出。

（4）訂正発行登録書（新株予約権証券）

平成27年10月2日関東財務局長に提出。

平成27年11月2日関東財務局長に提出。

平成27年12月1日関東財務局長に提出。

平成28年2月1日関東財務局長に提出。

平成28年5月12日関東財務局長に提出。

平成28年6月27日関東財務局長に提出。

（5）発行登録書（新株予約権証券）及びその添付書類

平成27年6月25日関東財務局長に提出。

平成28年6月24日関東財務局長に提出。

（6）臨時報告書

平成27年9月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書です。

平成27年11月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書です。

平成27年12月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書です。

平成28年2月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書です。

平成28年5月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書です。

平成28年5月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書です。

平成28年5月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号（私募による有価証券の発行）の規定に基づく臨時報告書です。

平成28年6月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月15日

株式会社トクヤマ
取締役会 御中

山口監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小田 正幸 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 古林 照己 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トクヤマの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トクヤマ及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トクヤマの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社トクヤマが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管している。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6 月15日

株式会社トクヤマ
取締役会 御中

山口監査法人

代表社員 公認会計士 小田 正幸 (印)
業務執行社員

代表社員 公認会計士 古林 照己 (印)
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トクヤマの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第152期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トクヤマの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管している。
2 X B R L データは監査の対象には含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月27日
【会社名】	株式会社トクヤマ
【英訳名】	Tokuyama Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 横田 浩
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	山口県周南市御影町1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社トクヤマ東京本部 (東京都千代田区外神田一丁目7番5号 フロントプレイス秋葉原) 株式会社トクヤマ大阪オフィス (大阪市北区中之島二丁目2番7号 中之島セントラルタワー) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役 社長執行役員である横田 浩は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

その責任の遂行に当たり、当社は、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制には、一般的に、有効に機能しない固有の限界がありますので、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度末日である平成28年3月31日を基準日として、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を行いました。

当社は、当事業年度の財務報告に係る内部統制のテスト及び評価の年間計画に基づき、まず、連結ベースでの全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセスにおける財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定いたしました。

当該統制上の要点について、内部統制が適切に機能することによって、財務情報を作成するための要件を確保する合理的な保証を提供しているかを確認し、それを通じて、財務報告に係る内部統制の基本的要素が有効に機能しているかを評価しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲としては、当社ならびに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としました。

当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

金額的重要性の観点からは、連結ベースの売上高を指標とし、選定した重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。

重要な事業拠点としては、連結ベースの売上高の概ね2／3に達する事業拠点を選定しました。当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は売上、売掛金及び棚卸資産です。

更に、質的重要性の観点から、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成28年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成28年6月27日

【会社名】

株式会社トクヤマ

【英訳名】

Tokuyama Corporation

【代表者の役職氏名】

代表取締役 社長執行役員 横田 浩

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

山口県周南市御影町1番1号

【縦覧に供する場所】

株式会社トクヤマ東京本部

(東京都千代田区外神田一丁目7番5号 フロントプレイス秋葉原)

株式会社トクヤマ大阪オフィス

(大阪市北区中之島二丁目2番7号 中之島セントラルタワー)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員 横田 浩は、当社の第152期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。